

## 平成18年第1回那須塩原市議会定例会

### 議事日程（第5号）

平成18年3月10日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 市政一般質問
- 5 番 高久好一議員
1. 国保税の滞納について
  2. 少子化対策について
  3. 子ども達を守る活動について
  4. 北赤田中間処理施設について
  5. 農業問題について
- 2 4 番 植木弘行議員
1. 施設振興公社の施設利用について
  2. 下水道事業について
  3. 障害者自立支援法について
  4. 健康長寿センター内の自主訓練について
  5. 新市建設計画に基づく社会基盤の整備としての主要道路網の整備について
- 3 2 番 室井俊吾議員
1. 企業誘致について
  2. 東那須産業団地について
  3. 旧穴沢小学校について
- 2 1 番 山本はるひ議員
1. 市民と協働によるまちづくりについて
    - (1) 総合計画（振興計画）審議会や行財政改革懇談会について
    - (2) その他の市の審議会、協議会、懇話会などについて
  2. 補助金等について
    - (1) 補助金や交付金、県や他の市町との協議会や団体に対する負担金について
- 日程第 2 議案の各常任委員会付託について
- 日程第 3 陳情の取り下げについて
- 日程第 4 請願・陳情等の関係常任委員会付託について

出席議員（32名）

1番	岡本真芳君	2番	岡部瑞穂君
3番	眞壁俊郎君	4番	阿部寿一君
5番	高久好一君	6番	鈴木紀君
7番	磯飛清君	8番	東泉富士夫君
9番	高久武男君	10番	平山啓子君
11番	木下幸英君	12番	早乙女順子君
13番	渡邊穰君	14番	玉野宏君
15番	石川英男君	16番	吉成伸一君
17番	中村芳隆君	18番	君島一郎君
19番	関谷暢之君	20番	水戸滋君
21番	山本はるひ君	22番	相馬司君
23番	若松東征君	24番	植木弘行君
25番	相馬義一君	26番	菊地弘明君
27番	平山英君	28番	人見菊一君
29番	齋藤寿一君	30番	金子哲也君
31番	松原勇君	32番	室井俊吾君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	助役	坪山和郎君
収入役	折井正幸君	教育長	渡辺民彦君
企画部長	松下昇君	総合政策室長	山田勉君
企画情報課長	高藤昭夫君	総務部長	君島寛君
総務課長	平山照夫君	財政課長	松本睦男君
生活環境部長	相馬力君	生活環境調整班長	高塩富男君
市民福祉部長	田辺茂君	福祉事務所長	大田原稔君
市民福祉調整班長	向井明君	産業観光部長	田代仁君
産業観光調整班長	臼井好明君	建設部長	君島富夫君
建設調整班長	益子和則君	水道部長	君島良一君
水道課長(黒)	金沢郁夫君	教育部長	千本木武則君

教育総務課長	田	代	哲	夫	君	選管・監査・ 固定資産評 ・公平委員 事務局局長	織	田	哲	徳	君
農業委員会 事務局 長	八	木	源	一	君	西那須野 支所 長	田	口		勇	君
塩原支所長	櫻	岡	定	男	君						

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	渡	部	義	美	議事課長	石	井		博
議事調査係長	斉	藤	兼	次	議事調査係	渡	邊	静	雄
議事調査係	福	田	博	昭	議事調査係	高	塩	浩	幸

開議 午前10時00分

◇

◎開議の宣告

- 議長（高久武男君） おはようございます。  
散会前に引き続き本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員は31名であります。

◇

◎発言の訂正

- 議長（高久武男君） 市民福祉部長。
- 市民福祉部長（田辺 茂君） 3月8日の早乙女順子議員の障害者自立支援法に関する一般質問の中で、自己負担の減免申請に関する質問がありまして、答弁の中で、減免の申請を4月以降でも申請できると答弁いたしました。4月以降に減免申請の手続をとった場合は、その翌月から適用となるために、4月からの対象とはなりません。そのようなことから、市といたしましては、過日に減免の対象となると思われる方全員に、3月中に申請するように関係書類を送付いたしまして、申請を促したところでございます。
- 答弁内容に誤りがありまして大変申しわけありません。訂正とおわびを申し上げます。
- なお、今後は身体障害者相談員、知的障害者相談員等により減免制度の周知を図り、申請漏れのないように努めてまいりたいと思います。
- 大変申しわけありませんでした。

◇

◎議事日程の報告

- 議長（高久武男君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎市政一般質問

- 議長（高久武男君） 日程第1、市政一般質問を行います。  
発言通告者に対し、順次発言を許します。

◇ 高久好一君

- 議長（高久武男君） 初めに、5番、高久好一君。  
〔5番 高久好一君登壇〕
- 5番（高久好一君） 皆さん、おはようございます。

一般質問、最後の日になりました。5番、高久好一です。ただいまより一般質問を始めます。

小泉内閣の悪政により、地域の経済と県民生活ははかり知れない苦境にあります。有効求人倍率は1.21ですが、県北では1割を割り込み、地域格差が広がっています。正規雇用が減り、派遣労働、パートにより賃金格差が進んでいます。農家戸数は5年間で6,000戸、7.8%減り、耕作放棄の土地も18.6%ふえ、農業破壊が進んでいることを裏づけました。市町村合併によって自治体が今月うちに14市19町となります。その結果は、サービスは低く、負担は高くを押しつけられています。

県は市町村議会から出た市町村の自主的判断を尊重するよう求める意見書にも耳をかさず、宇都宮区、栃木区、芳賀区の3区を選定し、合併推進の構想を押しつけようとしています。全国トップクラスの高い国保税で、国保加入世帯の4分の1が滞納し、1万2,326世帯が国民健康保険証を取り上げられました。その数は、2002年からの2年間で26.6%増加しました。去年は学校でのいじめ発生件数が全国1位が7年連続し、交通事故死者、

人口10万人当たり全国1位、火災死者数、2005年1月から9月まで全国1位となり、子供が被害者となる凶悪な犯罪も起き、県民生活は大きな不安に包まれました。

しかし、昨年10月に発表された県政世論調査は、県政要望の上位に、1、高齢者福祉、2、医療対策、3、安全・防犯対策が並びます。

しかし、老人福祉は県財政に占める割合で、全国で41位、老人ホーム定員数65歳以上人口100人当たり44位、ホームヘルパーの数、人口10万人当たり44位と、高齢者福祉は全国最低の水準にあります。

保育所の数、ゼロから5歳児人口当たり34位、児童福祉施設の数、人口10万人当たり39位、小学校数、可住地面積100㎥当たり38位、中学校38位、高校40位で、子育て、教育環境の整備もおこなっています。

防災、安全面では、消防署の数、可住地面積100㎥当たり42位、消防団分団数、同44位、消防ポンプ車等現有数、人口10万人当たり33位、警察署、交番、派出所数、可住地面積100㎡当たり33位です。

県民の願いと県政の実態には大きな隔たりがあります。こうした状況にあっても、議論を重ね、市民の願いにこたえていくことが、私たち那須塩原市の行政と議会に求められています。栗川市長の所信表明にあり、現状に手をこまねくことなく、虚心坦懐に市民の声を聞き、状況に応じて、県・国に働きかけながら、11万5,000の市民の側に軸足を置いた施策を着実に実施することが重要と考えております。この言葉をしっかりと胸に刻み、市民の声を真つすぐ議会に届けるために質問をするものです。

1、国保税の滞納について。

合併後1年、不況と大幅な国保税の値上げによ

り、市民は払いたくでも払えない状況にあります。

栃木県内の国保税滞納率第2位とありますが、私のほうのこれは間違いで、滞納率ではなくて滞納世帯数が正しいので、滞納世帯数と訂正させていただきます。その滞納世帯数の対策を伺います。

今年の収納率とその見通しは、昨年より改善できるのかを伺います。

昨年始まった那須塩原市独自の減免制度をどのように受けとめていますか。全国各地で国保停止のため受診がおくれ、死者が出ています。悲劇を生まないための対策、市民に温かい指導はありますか。

2、少子化対策についてです。

民間会社の調査で、出産費用が66万7,000円にも上がっています。若い夫婦が安心して子を産み育てられる要望の第1位は、経済的支援です。産前産後の医療費の立てかえの無料化ができないか。

3、子供を守る活動について。

子供の成長を親と地域が見守る地域社会づくりについて伺うものです。

地域住民が無理なく協働できる持続可能な活動への対策と助成はありますか。

スクールバス、路線バスの活用、拡大と補助を求めます。

4、北赤田中間処理施設についてです。

県の設置許可は地域住民の総意と昨年3月那須塩原市議会での全会一致の意見書を無視するものです。その対応を伺います。

また、地元への説明、業者への現地調査も行わず、資料だけの審査で許可をした県の対応にも問題があります。市の対応を伺います。

中間処理施設のため、誘致企業が引き上げる等、二次、三次の被害の対策はありますか。

5、農業問題についてです。

品目横断的経営安定対策について、農家と地域

への周知と対応について伺います。

来年から助成対象は原則、耕地面積4ha以上、集落営農で20ha以上の耕作をしている場合に限られます。現状で受給できるのは米作農家の約8.78%、これはJ Aなすのの資料です。

前橋市では品目横断的経営安定対策について、現状では受給率向上どころか、地域農業は大混乱となり、崩壊の危険性さえあるとの意見書を、9月議会で可決しています。ほとんどの農家が受給できるよう、指導と規制緩和の意見書等を提案する考えはありますか。

ちょっと1つ抜けました。

北赤田工業団地の公害防止協定についてというのが抜けております。これについても答弁を求めます。

以上で、私の1回目の質問を終わります。

○議長（高久武男君） 5番、高久好一君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） おはようございます。

5番、高久好一議員の質問にお答えをいたします。

私からは、農業問題についてお答えをいたします。

初めに、品目横断的経営安定対策の地域への周知、対応につきましては、会派代表質問で吉成議員に答弁を申し上げたとおりでございます。

次に、地域農業への影響についてであります。本対策の助成対象農家は、原則として耕地面積4ha以上の認定農業者、または集落営農で20ha以上耕作していることが要件となっております。ただし、これらの要件は基本原則であり、生産調整面積や所得に応じた特例措置がございます。この措置を活用して、農家が現行対策とほぼ同程度の助

成を受けることができるよう指導してまいりたいと考えております。

また、米作農家の品目横断的経営安定対策の対象は、約8.8%ということでございますが、この数値は特例措置を考慮していない数値であります。

次に、品目横断的経営安定対策の対象品目は、本市においては米、麦、大豆の3品目ですが、米につきましては、稲作所得基盤対策が当面の措置として、平成19年度の新産地づくり対策に含まれることとなります。麦、大豆につきましても、特例措置の活用により交付金の交付を受けることが可能と思われまますので、地域農業における大きな混乱はないものと考えております。

最後に、国・県への働きかけにつきましてですが、既に条件緩和の要望を行った結果、特例措置として制度に盛り込まれておりますので、今後の働きかけにつきましては、関係機関の動向を見ながら対応してまいりたいと考えております。

このほかににつきましては、市民福祉部長、生活環境部長、教育部長よりお答えをいたさせます。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） 私からは、1項目目と2項目目についてお答えをいたします。

まず、1項目目の国保税の滞納についてでございますが、高久議員のほうからは滞納世帯数の順位ということでのお尋ねですけれども、収納率の順位ということでお答えをさせていただきます。

本市の平成16年度の県内収納率の順位であります。現年分と滞納繰越分の合計で比較をいたしますと、44市町村中、第35位と低い位置にあります。

収納率の向上対策につきましては、臨戸訪問による納税相談や収税嘱託員による納税相談、あるいは呼び出しによる納税相談、市税とあわせた催告書の送付、保険証の交付時の電話や文書による

催告などを行ってまいりましたが、平成18年度については、組織機構の見直しにより収税課を設け、他の税とともに国保税の収納率向上を目指す予定であります。

今年度の収納率ですが、前年度、これは現年分で86.48%であります。これとほぼ同様の収納率となる見込みですが、今後さらに収納の強化に努めてまいりたいと考えております。

減免制度についてであります。17年度に要綱を定め、所得の減少による場合など、随時申請を受け付けておきまして、減免総額は件数で85件、900万円を超えておきまして、被保険者にとって制度の趣旨は理解されているというふうと考えております。

次に、国保停止のため受診がおくれ、死亡者が出ていることについてであります。短期被保険者証及び資格証明書の発行に当たっては、本人との連絡がどうしてもつかない場合を除き、臨戸訪問、電話での確認、呼び出し相談を徹底し、また弁明の機会を与えております。最終的には滞納者との面談により状況判断をしてから発行することを基本としております。

次に、少子化対策であります。妊娠から出産までの費用は、正常な妊娠や出産の場合、健康保険が適用とならないため、多くの場合が自己負担となっております。

現在の出産への支援は、母子健康手帳交付時に受け取る妊婦一般健康診査受診票を使って健診を受けた場合の費用全額を市が負担するものと、妊婦が病気になって医療機関を受診した場合の自己負担分を償還払いによって給付する妊産婦医療費助成制度があります。このほかには、分娩後、母親か配偶者等が加入している公的健康保険から支給される出産育児一時金の30万円、これは健康保険の組合等によって金額が違いかも知れませんが、

この出産育児一時金につきましては、現在国会において医療制度改革関連法案として健康保険法などの改正案が審議中ですが、成立すれば、今年の10月から一時金が5万円増額され、35万円となる見込みであります。

また、国の少子化社会対策推進会議におきましては、入院を含めた出産費用全額を国が負担する出産無料化等の制度導入の検討に着手したことが報道されています。少子化の進展に歯どめをかけるためには、子育て世代へのさまざまな施策が必要でありましたが、市といたしましては、当面国の動向等を見守りたいというふうと考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 私のほうからは、3点目の子供たちを守る活動についてご質問にお答えいたします。

現在は、PTAを中心とする学校ボランティアや各種団体による地域安全ボランティアの方々により、地域における子供たちの安全を守るパトロール等が実施されており、子供が安心して暮らせる地域社会をつくるための子供安全推進計画が策定されることとなっております。

このような中で、地域住民が無理なく協働し、持続可能な活動への対策と助成につきましては、さきの会派代表質問で関谷議員にお答えしましたように、地域の自主的防犯活動団体の設立を促進し、活動を支援する目的で、那須塩原市防犯活動支援補助金の予算を計上しております。この施策をきっかけに自主的な防犯活動が実践され、地域の安全に対する意識の高揚につながり、地域の連帯感による継続的な活動に発展していくことを期待しております。

また、警察との協議を行い、継続的な防犯活動

が行われるように環境づくりに努力してまいりたいと考えております。

次に、4点目の北赤田中間処理施設についてお答えいたします。

産業廃棄物中間処理施設の設置につきましては、さきに金子議員にもお答えしましたとおり、栃木県が廃棄物処理に関する指導要綱及び関係法令等に基づき事業計画書、事前計画書及び施設設置許可申請書等の技術上の基準、生活環境の保全への配慮等の内容を審査し、そして設置予定箇所の現地調査を経て、設置の許可をしたものであります。

関係住民と事業者間の公害防止協定につきましては、あくまで双方の合意によるものと考えておりますが、締結の方向になれば、協定書の形式等につきましては協力してまいりたいと考えております。

事業者に対しましては、関係法令の遵守並びに周辺の事業所に対しての合意形成について県とともに指導してきたところであります。

なお、一企業が撤退するなどの二次、三次の被害についてはないものと考えております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） それでは、子供たちを守る活動のうち、スクールバス、路線バスの拡大と補助についてのご質問にお答えをいたします。

適正な学校規模の条件として、義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令に定められています通学距離、小学校が4km、中学校6km、これを超える児童生徒に対しましては、路線バスの活用を含め、通学費補助金を保護者に交付することにより、保護者の通学にかかる負担の軽減を図っております。

また、スクールバスにつきましては、学校統廃合等の条件として5台を導入し、現在に至っております。

スクールバスにつきましては、バスの購入や運転手の雇用など、財政上の問題もあり、難しいと考えております。児童生徒の安全を守る活動は、これまでも答弁してまいりましたように、PTA、地域、警察等関係機関との連携の上、市内全域で行っていくことが大切であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） それでは、順次再質問をさせていただきます。

私のほうが滞納率という形で出したものですから、滞納数と率をいつの間にか間違っていたので、かなり話がずれてしまっているかと思いますが、順次質問をしていきたいと思っております。

私、昨年の6月、初めてこの議会に来まして、皆さんに送り出していただいて、そのときに国保税の話を栗川市長から収納率と減免制度についての答弁をもらっております。改めてそのときの会議録を見てまいりました。かなり前向きな答弁をいただいたと記憶していたんですが、健全な運営を行うため、税制改正に伴う滞納者対策として口座振替の推進や納期回数を8回にするなど、それでも納付困難な方には定期的な納税相談及び臨戸訪問による徴収により収納率を図っていく考えていますというお話でした。

収納率は15年の87.15%、16年は86.22%と見込んでいるというお話もありました。マイナス0.93%に設定しているということでした。合併時に大きな値上げがありました。後で何回も値上げをしなくても済むから、それを見込んで大幅に上げた、そういう手法があるという話も私、聞きました。

大幅に上げた理由は、黒磯、西那須、塩原とも基金が枯渇し、または赤字になるので値上げをし



たという福祉部長からの答弁もありました。

そこで確認したいのですが、もう一度お答えください。収納率を0.9%下げて設定したのは、値上げ幅が大きかったので、その影響を見込んでそうしたのかもあわせてお答えください。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） お答えいたします。

国保の収納率の関係でありますけれども、前の議会でもお話をしたかと思っておりますけれども、所得の階層が両極化、高額所得者と、あるいは低所得者、2個両極化がもう極端に進んでいるということで、全体的な所得の階層は低くはなっていますけれども、53万円の限度額をオーバーしている方は、ふえてはいませんが、オーバーしている額がふえているという状況ですね。逆にそういった面での国保の被保険者世帯の中で、いわゆる中間所得層の方の負担が大きくなっているというのが、全体的な状況ではあるかと思っております。

残念ながらそういうことも踏まえて、年度間の収納率の見込みを出すわけですが、国保の世帯の、いわゆる世帯数、あるいは被保険者数については、平成16年当時と比べますと、若干横ばいになってきたということで、極端な伸び率は抑えられてきましたけれども、全体的な収納率はやはり増加にはなかなか見るのが難しい現状でございますので、前年同額、あるいは同率、あるいは同程度と見込んでございますので、0.9%下げたというのはそういうことで、前年並みということで計上したということでございます。

以上です。

○議長（高久武男君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） ここ数日、多くの方が申告に来られています。そういう方から大変電話をいただいております。実は今朝もいただきました。私、出かけようと思ったら、大変長い電話でした。

危うく私、この議会におくれるところでした。申告に来られる方ですから、大事にしないといけないと思います。

定年退職されて4年、都会から那須塩原に来られた方の電話です。健康保険が高くて払えない。8回でも払えないので、10回で追っかけ追っかけ払っていると。こういう方、先ほども言いましたが、大事にしないといけないんだと思います。税金を払いに来ているわけですから。まだこれから上がる話も新聞やニュースで聞いていると、限界だというお話です。

どうしてこんなに那須塩原市は高いのと。議会で文句は出ないの。そういうお話でした。申告に来て、議員の名簿をいただいて電話をしたということですから、私以外の議員さんも聞いていると思います。減免制度があります、去年から独自の減免制度があるんですよと、そう話したら、聞いたらあなたの場合は適用しませんと、そう係の人に言われたと。電話で二、三十分話される方、そういう方が多いんですが、短い方も話は深刻です。

先ほど収税課を設けたという話もありましたが、収税課の方も大変だと思います。先ほど部長さんが言いました。減免申請調べ、申請減免85件、私ちょっと85件を世帯かなという形で割って見たんですが、0.21%、金額は926万ということで、目的を達しているというお話でした。減免申請される方は最初多くてだんだん少なくなっていく、そういう形で申請が行われていくというお話もいただきました。こうした数が適正な数だと、先ほど目的を達しているというお話だったと思います。私の感覚ですと、二、三%あるのが普通かなと思ったんですが、どうでしょうか。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） お答えいたします。

合併後の那須塩原市としての減免制度については、85件で900万円を超えているということで、被保険者にとって制度の趣旨は理解されているというふうに考えているというふうに申し上げたわけでございます。

今、正確な数字はちょっとあれですけども、2万2,000円を超えている国保の世帯があると思います。いわゆるこういった申請減免、あるいは法定減免制度もございすけれども、そのほかに那須塩原市の国保の制度として応能応益の割合が60対40の場合は、4割軽減、6割軽減という制度も現実に実施しております。本年度17年度ですけども、1月末現在で4割軽減、6割軽減合わせて8,000世帯近い7,933世帯で、これだけの軽減をしております。こういったことで、現行制度の中で軽減をしておりますので、そういった面を含めて被保険者にはある程度制度が周知されていると、理解されていると考えています。

以上です。

○議長（高久武男君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） 趣旨は理解されているという話でした。今お話しされた1万2,326世帯、これは県のほうの数字かと思いますが、長期滞納で資格証のほうに行きます。

過去3年間で最多になっていると。44市町村トップの宇都宮の返還世帯数は3年で2倍に膨らんでいます。その次に多かったのが那須塩原市の1,202世帯、その後、小山、足利、佐野というぐあいに続いていきます。

返還世帯の多かった5市のうち2市が年内に合併した新市だったと。これは1月16日の下野新聞の記事でございます。こうした世帯に対する対応なんですけど、先ほど弁明の機会を与えて、その上で1年間滞納したところにそういったことをしているというお話でした。一番大きな原因というの

は何だと考えておられるでしょうか、こうした資格証世帯がふえてきたということ。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） お答えをいたします。

まず、短期保険証あるいは資格者証の発行を受ける方は、基本的に悪質滞納者だというふうに考えております。

先ほど申し上げましたが、そういった措置をとる前には十分に納税相談を行っているつもりですし、その所得の状況において、先ほど納期8期を10回に分けて納めている方がいるというお話をされていましたが、そういう納税の姿勢を見せた方について短期保険者証とか資格証を出すということはまず考えられません。そういったことで、納税相談にも応じず、幾ら連絡をとっても相談に応じる見込みのない方、そういった方が結果として資格証あるいは短期保険証の対象者になっているというふうに考えます。

そういうことで、悪質な滞納者には十分に対応していかざるを得ないというふうに考えておりますし、先ほど申しました申請減免も、申請減免の理由といたしますか、個別にどういったことからそういった申請をするに至った理由を分類しますと、やはりリストラによる収入減とか、事業不振による収入減、あるいは事業の廃業による収入減、それから病気で働けなくなったと、そういった理由が主でございます。

そういったことで、たまたま該当しなかった方の連絡があったかもしれませんが、ケース・バイ・ケースで十分に納税相談に応じていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） 資格証、それは悪質滞納者

であるというお答えでした。宇都宮、佐野などもそれぞれの状況に応じて判断している、やむを得ない場合というような言い方をしております。部長の言い方もそれに該当するかと思いますが、私はちょっと違うと思っています。

1984年、政府は国保の国庫負担を45%から38.5%に引き下げました。それ以降、市町村の国保財政は厳しくなり、国保料が値上げされるようになりました。資格証明書の発行の市町村への義務づけは、小泉総理大臣が厚生大臣だった97年の国保改正悪で行われ、2001年から実施されている。国保料が払えず、保険証を取り上げられた、病院に行くことをためらい、命さえ奪われる悲惨な事態が全国で問題になっています。

国保料は制度を運営している各市町村が決めます。国保の崩壊は、国がすべての国民に医療を保障するという誇るべき国民皆保険制度の空洞化を意味します。これをもう一度立て直すには、国保は社会保障、そういう国保法第1条の精神に立ち返り、国庫負担の率をとりあえずもとに戻すこと、栗川市長の所信表明にあった、現状に手をこまねくことなく、虚心坦懐に市民の声を聞き、状況に応じて県・国に働きかけながらと言っています。国への働きかけについて答弁を求めます。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） お答えいたします。

確かに、三位一体の改革によりまして、平成16年度まで国のいわゆる療養給付費負担金、あるいは介護納付金、老人保健の拠出金の国の負担割合は、それまで40%でした。それが三位一体改革によって、平成17年度から公費と税の負担を50対50にしていくということを基本に考えまして、平成17年度に40%だったものを36%に下げました。その下がった4%と調整交付金10%を9%に固定して、その5%を県の調整交付金というふうに、

新しい県の交付金制度を求めました。

それが18年度、いわゆる来年度からは36%を34%、なおかつ、さらに2%下げて、県の交付金を7%に引き上げると。いわゆる国の負担から都道府県の負担に変わってきたということでございますね。これはある意味、市町村の国保財政の、ある面では危機的な状況だといっていいと思うんです。総括的に市町村国保は。そういったものの財政のいわゆる安定化を図るため、一つの方策として都道府県の役割、あるいは権限を許可するということが背景にあるというふうに考えています。従来、市町村会、あるいは市長会を通じて、国保の保険者を都道府県に統一するなどの要望活動を続けてまいりました。そういったことで、そういった国の動き、あるいは都道府県の動きについて今後見守っていききたいと、こんなふうに考えています。

○議長（高久武男君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） 国や県の動向を見守りたいということでした。保険証の取り上げは、命に直接かかわる問題です。負担の限界を超えて、やむを得ず滞納している市民から保険証の取り上げは絶対にすべきではありません。命と健康を脅かす保険証の取り上げをやめさせ、国保への国庫負担を計画的に引き上げ、実現するためにこそ、全力を尽くすものだと思います。

続きまして、少子化対策に行きます。

出産育児の一時金が30万から35万になるというお話でした。今年じゅうに通常国会の関連法案を経て提出する方針だというふうに、新聞なんかでも報道されております。今はまだ那須塩原市も人口がふえております。しかし、確実に人口減少が襲ってきます。

栃木県でも、去年の人口増が全体でわずかに105人という記事が載りました。2005年10月1日

現在の県の人口は、出生数から死亡数を引いた自然増が105人、伸び率0.01%、前年同期の10分の1まで一気に減少したことが、県の企画部がまとめた人口調査報告でわかりました。

少子高齢化が歯どめがかからない中でこの状況が続けば、今年じゅうに死亡者数が出生数を上回る自然減になる人口減少、世代転換点に差しかかっていることが裏づけられたということです。

少子化問題で子育て家庭への経済的支援を求め、子供が22歳になるまでに総費用が3,000万から3,500万かかるという試算があります。1人でこのぐらいかかると。基本教育費、出産育児費、食費、医療費など合計1,640万、大学を卒業するまでの幾つかのパターンを設定して、総合計2,985万から3,523万円とするA I U保険会社の2005年の調査です。

国の少子化担当相は猪口邦子さん、この方は、家族や家計の負担が大きいことはやむを得ないが、社会全体で負担を共有していくことが大切だと思うと、そう答えています。子育て、経済的支援の必要性は、1992年の国民生活白書から取り上げられています。それから10年以上、政府はまともな政策をとってきませんでした。出生率が1.65から1.94、2005年です。に回復したフランスでは、家族に対する支援が30種類もあります。子育てに対する手厚さがうかがえます。日本は、児童手当しかありません。各国の家族政策に関する対GDPに見る財政支出は、OECD参加国から、日本は下から5番目、デンマークの3.8%に対して、日本は0.6%と、6分の1の子育て予算しかありません。予算の抜本的拡充、その必要性が求められています。

また、出産費用が、民間会社の調査で66万7,000円に上っていると、そういうデータもあります。猪口担当相は、多々見られる意見として非

常に重視しているというだけで、踏み込んだ答弁はありませんでした。隣的那須町にはすぐれた中学3年生までの医療費の無料化があります。佐野市はレセプトを無料にしました。何かと比較される同時期合併、同規模自治体です。那須塩原市は何かあるのかと言われて、困ります。答弁を求めます。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） お答えをいたします。

高久議員の方から、これまでの少子化対策のいわゆる国の取り組み等々お話をいただきましたが、全国の多くの自治体が国のエンゼルプラン、あるいは新エンゼルプラン、なおかつ次世代育成行動計画等を含めて、これまで少子化対策を立てて実施をしてきたところがございますけれども、残念ながら特効薬とは至らないのが現状だと思います。

そこで、新エンゼルプランと言われるのか、少子化対策の大綱を国が定めて各施策を実施して、少子化担当大臣が設置されたのもその一環だとは思っています。

そういった中で、今までの国の計画とはちょっと違うなと思うのは、具体的な数値目標が出てきたということが言われております。例えば、企業における育児休業の取得率を男性が10%、女性は80%という目標数値を掲げたということ自体が、これまでの取り組みからは一歩進んだ取り組みだというふうに考えています。やはり現金給付、いわゆる経済支援ということもございますけれども、少子化対策は、やはり雇用環境、あるいは住宅環境、あるいは保育環境とか、総合的な施策が必要だというふうに考えています。国の担当レベルの話だと、少子化対策は今、夜明け前の一番暗いときだと。これからはだんだん明るくなるということも聞かれます。

本市におきましても、平成17年度から不妊治療の助成の制度をスタートいたしました。2月中旬までの実績ですけれども、9件の実績がありまして、そのうち5件が妊娠が成立しております。総合的な少子化対策を地道に着実に実施していくべきだと、こんなふうに考えています。

○議長（高久武男君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） 総合的な施策が必要だと。今が夜明け前の一番暗いところだという話です。

こうした中で、私たちがお母さんによく言われるのが、少子化、少子化というけれども、出産に幾らかかるかわかっているの、せめて出産費用ぐらいはどのようにして無料化できないのという話です。新市建設計画の個性を生かしたまちづくりの推進と、今言われた次世代育成計画の立場からの答弁を求めたいと思います。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） 出産費用が66万7,000円というのは、民間の調査機関の数字かもしれません。私どもとしてはそこまでかかるのかなど、聞いてちょっとびっくりしたといいますが、もう少し低い45万円ぐらいが大体平均の価格ではないかなというふうには理解したところでございますけれども、これを全額公費負担にするということにつきましては、現在の健康保険法やそういった法律の中で本人負担ということになりますので、ただ一時金という形でそれぞれの保険者が交付しているということでございますので、現在審議している国会の動向を見きわめたい、こんなふうに考えます。

○議長（高久武男君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） 総合的な施策が必要だという話であったと思います。

それでは、続いて子供を守る活動について伺います。

これは多くの方が質問されたんで、私のほうも話すところがかかなり少なくなってしまったというのが本音でございます。皆さんがそれだけ真剣にこの問題に取り組んだという証拠でもあると思います。

ただ、先日の話にもありました。お父さん、お母さんたち、地域の人たちも疲れてきたと。見直しも必要だと。いろんな形でいろんな方がさりげなく子供を見守りたい。そして、自分に合った形で地域に貢献したいというのも、市民全体の願いだと思います。

ただ、私聞いていて、ほとんどは学校や保護者、教師、そしてスクールガード、そういった地域の人たちの大人の側からの働きかけが多かったというふうに思います。

私、2月の14、15と横浜のほうに政務調査費を使わせていただいて研修に行っていました。その中で、日本は建物や施設、公園、こういったところが防犯のためのつくり方をしていない。どうしても効率を求めるような、そういった形でつくられていると。今までは都会では公園やそういうところで事件が起きた。今回は、今まで考えられなかったような。そういうところで起きたと。そういう関係で事件もなかなか解決できないと。そういう不安の中で皆さんが苦労しながら焦りも感じているということでした。

本来、子供たちの通学路というのは、新しい発見とか冒険があって楽しいはずであります。しかし、こういうふうになってしまっているというのは本当に残念です。地域の人たちの活動参加への転換点に来たという話も出たと思います。

そういう中で、そういった活動に参加されている人たちに対して、評価、さらに話し合った結果、ステップアップしていくための学習の場が必要かと思えます。そういったことが、地域の活動に参

加されている人たちに力をつける、励ますと、そういうことになると思います。こういうところでどんな対策を考えていますか。答弁をお願いします。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） 今まで直接の防犯対策のお話で、関係予算などの説明もしてまいりましたけれども、青少年センターのほうで新年度、そういった活動をなさっている団体やボランティアの皆さんに集まっていただきまして、今議員がおっしゃったような情報の交換や運動の展開の質的な向上、それからボランティア活動に生きがいを持っていただく、そういったことを趣旨にした市民の交流、啓発大会といったものも企画していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） 教育と評価というんでしょうか、そういうお話だったと思います。私が勉強してきた中で、日本がこういう経済体制を選んできた、経済社会を選んできた結果、アメリカと同じような犯罪が起きる社会がつくられつつあると。これからもますますそういう形になっていくだろうという話を私聞いてきたんですが、その話を先日、今市のほうでも同じ方を呼んでそうした勉強会があったようです。

そうした運動の中で、ルールなき資本主義という言葉で私は表現しておりますが、その社会が生み出す日本社会のゆがみを分析し、子育て環境の抜本的改善、少子化傾向の克服を図る運動の発展を、私たちは呼びかけています。

勝ち組、負け組を当然視し、社会的弱者に対する攻撃に痛みを感じない風潮が生まれる中で、子供を標的にした犯罪も多発しています。子供たちの通学路の安全を全力で確保するとともに、世界

でも極端な子育て環境の劣悪さに目を向け、正していく活動を強めていきたいと思います。

地域未来は、いつの時代も子供たちに託されています。地域の宝を、多種多様な力を引き出し、高める評価と指導を求めて、スクールバスのほうにいきたいと思います。

スクールバスは眞壁議員の質問にも出たと思います。ちょっと考えていないと。予算的にも運転手を雇ったりして大変だというお話でした。この問題に対して、安倍官房長官は自治体が導入しやすい仕組みとして、路線バスの活用を提案したという話を聞いています。先ほど路線バスの補助の話も出ましたが、こういう機会ですから、できるだけ活用するというふうな方向で努力をしていただきたいと思います。小さな努力でも結果が出れば、地域の活動は元気が出ます。ぜひ検討を求めます。

時間が短くなってきましたので、北赤田の工業団地の話に行きます。

金子議員からも出ましたが、私のほうで心配するのは、私たち全会一致の意見書を出すときに、埼玉県の吉川市などのほうから東武商事の照会をもらっています。その情報によりますと、工場全体がにおいが強いのと、下水排水、出入りする車自体のにおいが大変強いと。北赤田の方が見学に行ったときも、コンクリートの床は大変きれいに掃除してあるのに、独特の強いにおいがあったと、そういう報告がされています。そのにおいが強く住民の苦情が多く、市議会、県議会で質問して改善させたが、事業改善姿勢にはうとい会社だというふうに聞いております。かつては市の古紙回収をしていたが、現在は行っていない。やめた原因は不明、今後も注意して見守る必要があるというふうに話を聞いております。

建設地は東北道直近の南側にあり、5月の連休

や盆帰りには20kmから30kmにわたって渋滞する塩原、板室の観光客ににおいをかがされかねないという状態になるのを危惧するものです。近くには食品工場もあります。

先ほどの答弁で、そうした二次被害はないと聞いておる、そういう話でした。そういうことになったんでは、せっかく誘致した企業が元も子もなくなってしまいます。公害防止協定に向けた確実な環境を守るという上で、公害防止協定に臨む姿勢をもう一度お聞かせください。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 協定の関係でございますけれども、これは先ほども答弁しましたように、地元の皆さんが具体的な部分で説明を聞いて、お互いに合意をするということで、地元と事業所が結ぶ段階では、十分私どものほうでも協力していきたい。

なお、大変申しわけありませんけれども、法律的な意味合いで言いますと、あそこの公害の一つの県の、例えば大気汚染防止法とかそういった意味ではボイラーだけなんです、公害等の施設としてのものは。ただし、金子議員のときもお話しましたように、当然うちのほうで意見書を出す中では、悪臭、あるいは振動、騒音等の部分に対して十分配慮していただきたいと、そういう中で、実際には私どものほうとしましても、そういう部分では十分今後も事業者とは話はそういった意味でしていきたいなど、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（高久武男君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） ぜひ頑張ってやっていただきたいと思えます。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（高久武男君） 以上で、5番、高久好一君

の市政一般質問は終了いたしました。ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

◇ 植木 弘 行 君

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

〔24番 植木弘行君 登壇〕

○24番（植木弘行君） 24番、植木弘行でございます。

那須塩原市が合併して、ちょうど満1歳をちょっと過ぎました。子供が歩み始めるように、いよいよ新市の基礎づくりと本格的な一体化を図るべく、対応、努力をしていくことが求められていると思います。

そこで、今回は市民の方々の意見、要望の強くあった事案を質問とさせていただきます。

ここで、質問前に文字の訂正をお願いします。

まず、1ページ目、施設振興公社の利用についてなんですが、下から4行目「ざさえていくことが臨ましいと考えるがいかがでしょうか」、この「臨ましい」、これ希望の「望」にしていきたいと思えます。

それから、その下の行「校舎設置の目的がかすんでしまい」の「し」が抜けております。

それから、最後のページになりますが、「新市建設計画に基づく社会基盤の整備として」という項でございますが、この①のところから5行目、

おしまいのところ「建設計画が第定されており」となっていますが、「策定」でございます。

それと、下から3行目の「黒磯」の「磯」が「磯」になっています。

以上、ご訂正をお願いします。

それでは、市政一般質問通告書により、順次質問させていただきます。

まず、1項目目、施設振興公社の施設利用について。

各施設の市民・各種団体等の利用については、部門別に利用年度の予定を、前年度末の3月中に、利用者の日程の調整会議が開催され、この会議に出席し、利用市民・各種団体が特定した利用日を申し込むことになっている。そして、後日、調整会議で決まった日を申請書で申請し、利用料を納入して最終的に利用日が確定されるようである。

したがって、使用料に関する異論は聞いておりましたが、施設の利用については多少手間暇はかかるが、特に不満・問題はなくスムーズに運営利用されているとっておりました。

しかし、昨年9月にある団体が、記念事業を平成18年4月上旬に実施する計画で、その関係者が施設利用申し込みの相談に関係施設窓口に向ったところ、平成18年度の4月の利用であることから、平成18年3月に開催される日程の調整会議に出席して日時を申し出てくださいと説明され、さらに利用の申請手続を完了してから利用日の決定となると告げられた。向った関係者も、調整会議のあることは知っていたが、利用できないことがわかり、大変困ってしまったようです。

150名以上の参加を予定している記念・周年事業や各種大会等は、開催当日までにそれ相当の準備期間、三、四か月が必要であり、何とか開催にこぎつけるのが常識であると思います。3月の調整会議に出て、4月の開催は日程的に非常に難し

いのではないかと。それなりの対応をしてくれるものと考え、利用の相談に向った団体関係者は、規則に沿った利用と一応は理解したようだが、原則以外の利用の配慮がない規則自体に、疑問と不満が残ったものと感じざるを得ない。

運用していく規則が、施設の目的より強くなるのではなく、目的達成、維持の下支えをしていくことが望ましいと考えるが、いかがでしょうか。

運用上の約束事である制限が絶対的になっては、公社設置の目的がかすんでしまい、規則自体が不十分と言わざるを得ない。市民・団体の利用に関して、検討、改善が図られることが必要であると考えている。

目的に沿わない部分が出てくれば、その部分を随時研究・検討して、市民の利用しやすいように改めていくことが施設利用の拡大にもつながり、運営の目的に少しでも近づけるのではないのでしょうか。

また、その時代時代に合った規則や利用を考えていくことにより、利用する市民・団体も満足してくれると思うし、行政・施設への市民の信頼感も高まってくるのではないのでしょうか。

ぜひ質問の趣旨を酌み取り、早急に施設利用の改善が図られるようお伺いするものです。

①として、施設振興公社を設立・設置した目的を伺います。

②現在行われている利用確定までの手順と規則について伺います。

③記念・周年事業や発表会の事業などで、100名以上の参加が予定され、年度当初の4月から6月中に実施される各種団体の事業については、前年度の12月、1月ごろに調整会議を持ち、日時を決定することはできないかお伺いします。

次に、2項目目として、下水道事業についてでございます。



①全市の下水道事業基本計画について。

下水道は広い意味で公共下水道、特定環境公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽があると理解しているが、それでよろしいでしょうか。それでよいとすれば、市内のどの地域にはどの事業で下水道を設置するかという、全市の下水道基本計画があるのかお伺いします。ないとすれば、生活環境の改善は、住民にとって高い関心ごとであるので、早急に策定し、住民に説明すべきであると思います。伺います。

②旧西那須野地域の下水道について。

旧西那須野町においては、全町下水道基本計画があり、住民に情報開示がされていた。その中で、西部地域については全体の工期を短縮するために、農業集落排水による下水道の設置が可能か、調査をする計画があったと記憶しているが、どうなったか。

結果についても、住民に説明がなかったと思うが、今後予定はあるのか。さらに、合併浄化槽で対応するとすれば、補助率をどうするのかも伺います。

また、乃木参道周辺の下水道についてはどうなっているのか。以前は桜並木があり、設置すると、すれば開削工法でやらざるを得ず、そうすると名物となっている桜が枯死してしまうのでできないという説明があったと記憶している。しかし、現在は参道の桜、ソメイヨシノが枯れ始めたため、二、三年前から植えかえを始めているので、そろそろ下水道の設置が可能になってきたのではないかと考えます。

北那須流域下水道も数年前に設置していることでもあるし、早期にできるのではないかと考えます。具体的に計画をお伺いします。

3、障害者自立支援法について。

①この法律には、障害者基本法の基本理念に

のっとり、福祉に関する法律と相まって、障害者が有する適性に応じ、自立した日常生活、または社会的生活ができる必要な福祉サービスに係る格付と他の支援を行い、障害者の福祉の増進を図るとともに、健常者も障害者も共有と共生により安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とすると伺っております。

そこで、18年4月1日からの実施に当たり、三障害者の制度体系の一元化により、那須塩原市では全体で何名になるのかと。障害別にそれぞれ何名かをお伺いいたします。

②障害者自立支援法が18年4月に施行されるが、調整期間もあり、当市の実施計画はどのようになるのか。また、自己負担がふえると聞かすが、どうなのかもお伺いいたします。

4項目目として、健康長寿センター内の自主訓練についてお伺いします。

①現在、高柳の長寿センター内で実施されている機能の自主訓練と生活リハビリ教室はぜひ続けてほしいという声に参加者から出ている。開催日のたびに訓練している人も10人程度はあり、身体の機能も回復に向かっている現状を考えると、この訓練制度を今後も継続してほしいと考え、伺うものです。

最後に5項目目として、新市建設計画に基づく、社会基盤の整備としての主要道路網の整備について。

①新市建設計画は、3市町が合併した後の新市の建設を効果的に推進することを目的とし計画され、新市の速やかな一体性の確立、地域の役割分担の明確化と均衡ある発展を図るとともに、住民サービス、福祉の維持向上を図るため、建設の方針及び建設計画が策定されており、合併協議会日より第9号で公表、周知されていると思います。

合併後1年を経過し、新年度の計画に対する予

算も定まった今、新市建設計画の主要道路網の市街地を一体化する4路線道路、①新南郷屋・下厚崎線、②東三島・塩野崎線、③3・4・2豊浦通り、④黒磯インターチェンジ線についてはどのように実施されていくのか、お伺いをいたします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔栗川 仁市長 登壇〕

○市長（栗川 仁君） 24番、植木弘行議員の質問にお答えをいたします。

私からは、新市建設計画に基づく社会基盤整備としての主要道路網の整備についてお答えをいたします。

ご質問の路線整備につきましては、新市建設計画の新市の主要施策事業の新市のステップアップを支える社会基盤づくりの中に想定される事業として位置づけられております。しかし、この事業実施につきましては、関係部門の計画を踏まえ、財政状況を考慮して精査するとありますので、現在、道路整備基本計画を策定し、この中で自動車交通量の実態調査や将来交通需要推計などをもとに将来の道路網図を作成し、各路線の必要性や整備の優先性を検討しているところであります。

平成18年度の予算につきましては、西那須野都市計画道路3・4・2の中央通りの整備を初めとする中心市街地活性化事業や、（仮称）黒磯インター整備関連事業及び黒磯都市計画道路3・4・1の本郷通りのJRアンダー工事など、多額の費用を要する継続事業がありますので、ご質問の路線の新規事業は見送りしているところであります。

今後、道路整備基本計画をもとに、現在継続事業の進捗状況や財政状況を見ながら、新事業について検討してまいりたいと考えております。

このほかにつきましては、教育部長、建設部長、市民福祉部長よりお答えをいたさせます。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） 施設振興公社の施設利用についてお答えをいたします。

まず、施設振興公社の設立目的についてお答えいたします。

那須塩原市施設振興公社の設立目的は、寄附行為に定めてありますとおりの、観光施設等の公の施設等の管理運営を行うとともに、観光、文化及び体育等の振興並びに緑化の推進を図るための事業を実施し、もって地域住民の生活水準の向上と福祉の増進に寄与するというものでございます。

施設振興公社といたしましては、日ごろより受託事務に対し、よりよいサービスの提供、施設の管理、運営に努めているところであります。

次に、2番、3番の質問について一括お答えをいたします。

施設振興公社が管理している体育施設につきましては、例年3月初めの利用調整会議において利用団体から利用希望日を確認、調整し、その後利用団体登録申請書を提出することにより、利用が確定いたします。

利用調整会議は、市、市教育委員会、市教育振興会、那須地区学校体育連盟、高校体育連盟及び市体育協会の大会など、市民及び小・中・高校の児童生徒のスポーツ大会を優先し、会議を開催していますが、これらの行事が確定するのが、最終的に2月から3月という現状でありますので、12月から1月にかけて調整会議を開催するのは、関係機関との調整も必要となり、直ちに実現するということが困難な状況であります。しかしながら、調整会議の開催時期が問題となりまして、施設利用者に対し不便をかけるということは大変遺憾なことと思っています。

今後は、調整会議の早期開催を図り、全体的な利用状況を見きわめながら、年度当初の利用者に対しては柔軟に対応するよう指導してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（君島富夫君） それでは、下水道事業につきまして、お答えを申し上げたいと思います。

本市の下水道基本計画についてまずお答えをいたします。

生活排水処理、いわゆる広い意味での下水道の整備につきましては、国土交通省所管の流域下水道及び公共下水道、農林水産省所管の農業集落排水施設、簡易排水施設及び林業集落排水施設、環境省所管のコミュニティプラント及び浄化槽があります。

現在、市における生活排水処理につきましては、平成15年度に栃木県において策定されました栃木県生活排水処理構想に基づき、公共下水道、農業集落排水及び浄化槽の各事業により整備を行っているところでございます。

この栃木県生活排水処理構想につきましては、旧3市町においてそれぞれ策定された計画が反映されたものとなっており、現在の全市における下水道基本計画となっております。

次に、西那須野西部地区についてお答えを申し上げます。

当地区は、平成15年度策定の栃木県生活排水処理構想の中で、農業集落排水推進区域として位置づけられまして、平成16年度に旧西那須野町において、農業集落排水事業での妥当性を確認するための基礎調査を行い、本年度はこの調査結果をもとに検証を行ったところでございます。

検証の結果、本地区の人口が約6,000人と、国の基準であります2,000人を大きく上回り、農家

率は約26%と、国の基準であります50%を大きく下回っております。

また、浄化槽設置率が約80%という地区でありまして、完了後、3年以内に70%以上の接続をするという国の基準をクリアする必要があるなど、大きい課題が出ております。

農業集落排水につきましては、効率性及び経済性の検証と地域の実情を十分に勘案し、妥当性が確認された農村地域において、その推進に努めて行く考えであります。

しかし、本地区での推進は検証の結果から判断いたしまして、大変難しい状況にあります。

なお、できるだけ早い次期にこれら検証の結果等関係地区への説明の上、生活排水に対する地区の意識等を把握したいと考えております。

合併浄化槽につきましては、補助金額でございますけれども、浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づきまして、5人槽、35万4,000円、7人槽、41万1,000円、10人槽、51万9,000円となっております。

次に、乃木参道周辺の下水道についてでございますが、本地区は西那須野地区有数の観光資源となる乃木神社がありまして、また桜の名所となっているところでございます。こういうことから、工事に対する社会的影響が懸念され、現在、工法、工事実施時期等の検討を進めているところでございます。

整備次期につきましては、今後の検討結果を踏まえ、平成18年度の中で、乃木参道及び参道に接続する道路の隣接地域住民などを対象に説明会を行い、合意形成を図った上、平成19年度から順次整備してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） 私からは、3点目

の障害者自立支援法について、順次お答えいたします。

自立支援法の実施に当たっての障害別の対象者と、それぞれに対する福祉施設数についてお答えをいたします。

17年4月現在であります。身体障害者手帳の交付者数は3,486人、知的障害者の療育手帳の交付者数は522人、このうち児童が147人です。精神障害者保健福祉手帳の交付者数が152人で、合計4,160人です。

また、障害者自立支援法による福祉サービスの利用対象者の見込み数ですが、身体障害者で135人、知的障害者で303人、精神障害者は12人を想定しております。

次に、障害別の福祉施設数についてですが、市内の利用者の状況を申し上げますと、身体障害関係では居宅サービスが13か所、施設サービスが12か所、知的障害関係では居宅サービスが24か所、施設サービス32か所、精神障害関係では居宅サービス6か所、施設サービス2か所となっております。

次に、障害者自立支援法の施行にかかわる実施計画についてお答えをいたします。

これまでの障害福祉サービスは、障害者自立支援法による新しい制度に段階的に変わってまいります。

平成17年度中のスケジュールの主なものは、国からの提示に基づき、利用者への周知、説明、利用者自己負担額の見直し手続、利用者負担額の決定、市町村審査会の設置準備、旧居宅サービスである居宅介護や行動援護サービス等のみなし支給決定事務、現行居宅サービス事業者のみなし事業者指定自立支援医療のみなし支給認定関係がございます。

また、4月以降、9月までの業務は、新体系

サービスへの移行にかかわる準備支給決定事務などがありまして、10月から自立支援法は完全施行となる計画でございます。

ただし、旧法の施設入所者につきましては、平成23年度末までに段階的に新体系に完全移行することになります。また、サービス必要量の見込み作業や事業所の参入調査、移行計画の策定等に基づき、平成19年3月までに市障害者福祉計画の策定を行うスケジュールであります。

次に、利用者自己負担ですが、これにつきましては、一昨日、早乙女議員にお答えしたとおりでございます。

福祉サービスを利用した場合、負担能力に応じ限度額を設定した上で、利用者の1割負担を原則としております。1割負担の費用は、利用したサービス量に比例してふえますが、一定のところまで頭打ちになるよう、所得によって月当たりの上限額が設定されており、利用の量に応じて際限なく負担がふえないようにする仕組みでございまして、応益応能の併用負担となっております。

このほか、入所者等の個別減免や施設サービス利用者の負担となった食費、光熱費については、低所得者の実費負担が軽減されるなど、きめ細かい軽減措置がとられております。

次に、4点目の健康長寿センター内の実施訓練についてお答えをいたします。

機能訓練につきましては、老人保健法に基づく事業、いわゆる老人保健事業の1つとして国・県の補助を受けて西那須野保健センターの事業として実施をしております。40歳以上の地域住民で脳卒中や、あるいは老化等で心身の機能が低下していて、医療終了後も継続してリハビリが必要と医師が認めた方を対象に、閉じこもりや転倒の予防、日常生活の自立の支援など、介護を要する状態になることの予防を目的に行っております。

平成18年4月1日からの介護保険法の改正により、介護保険法に基づく地域支援事業に移行され、市においては同事業を地域包括支援センターに委託をして実施する予定であります。執行面の実施主体は、地域包括支援センターに移りますが、利用者の通所等の利便性を考慮し、引き続き西那須野保健センターを会場に実施できるように調整をしていきたいというふうに考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） ありがとうございます。

それでは、順次再質問をしていきたいと思っております。

まず、1項目目の施設振興公社の利用についてでございますが、現在の回答では、よいサービス運営に努めている、それから今後、開催を早期に考えている、また柔軟な対応、こんなふうなことが大卒のご答弁であったと思っております。ただ現実にこれからのことはこれから方策を練っていくわけでございますが、今までの内容のことについてちょっと確認質問をさせていただきたいと思っております。

まず、一般的にはこの調整会議、教育委員会の後援をとりつけければ可能かもしれないと、こんなふうな一般的なうわさも住民の間にあるわけですが、団体間にもあるわけでございますが、この辺については、教育委員会の後援を取りつけければ、調整会議に関係なく受け付けができるのかどうか、また、取りつける方法についてお伺いいたします。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） 先ほどの調整会議に出席する団体について、こういうふうな団体、市も含めて、教育委員会も含めて参加してやりますというお話を申し上げましたけれども、教育委員会が共催したり、あるいは後援を申し上げた事業、活動などについては、教育委員会の主催事業と同

等のような運用をして、日程調整に当たるという事例はございます。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） その件はわかりました。

次に、通常、年度年度で、例えば利用について問題があった、不満があった、そんなような場合には、この苦情、問題、こういったことを改善あるいは検討していく状態として、そういう委員会的なもの、協議会的なもの、そういったものは施設振興公社あるいは教育委員会の中にあるんでございますか。あれば、何回ぐらいやっているのかお伺いいたします。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） 個別の施設の具体的なただいまのような事例について協議するといった組織は設けられておりません。

以上です。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） 今まで多分そういった問題がきつと大きく膨らんで発生したことがなかったのかもしれませんが、小さいうちに利用できないんじゃないかと、利用市民があきらめたと、そういった傾向があるのかなと。実際にこういうふうな問題が起きてしまえば、やはり何か対応、対策きちんとしたものにしなければならぬのかなと、こんなふうに思っておりますが、その点について。

今度問題となってくるのは、運営していく中で、やはりきちんとしたルールですか、あるいは施設利用についての施設の管理者、あるいは職員の皆さん、そういった中に、基本的に同じような統一見解があるのかなのか、その利用について。それについてお伺いしたいと思います。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） 議員のご指摘のとおり

り、利用調整会議というのは利用の円滑化を図るために運用として実際行われており、一定の効果を上げてきたわけです。しかしながら、利用調整会議は、ちょうどこの団体が問題を提起したわけですけれども、4月の上旬にビッグイベントをやろうとするときには、その調整会議では応答できないと、そういう決定的な欠陥も持っていた制度であったわけですね。

現実問題として、毎年4月の上旬というのは、先ほど申し上げましたような関係団体がビッグイベントを行事予定に入れているという事例は極めて少ないわけで、現実問題としては、大体あいていそだという時期に該当しているわけです。それを利用調整会議を盾にとって親切な応接ができなかったと。これは、いわば運用で行っております調整会議の効能を過信した余りの、住民の目線に立った応接ができなかった結果だというふうに考えております。

そういった反省をいたしまして、今回、4月、5月の部分に対する柔軟な対応というふうな形で、先ほどご答弁を申し上げました。今、ここでお話ししたようなことについて組織内で議論し、改善をしていこうというふうな意思統一がされたというところでございます。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） 前進したということで、私もうれしく思っております。ただ、1つ心配なのは、やはり4月1日から指定管理者制度、こういった中へ移行していくのだと思いますが、指定管理者制度の中で運営していく前に、規則とか、あるいは考え方、こういったものをきちんと明確に整備したほうがいいのかと、こんなふうに思い、質問をしているわけでございます。したがって、私が調べた範囲では、例えば条例と規則についてちょっと読み上げさせていただきます。その

上でちょっとご確認をいただきたいと思います。

例えば、那須塩原市体育施設条例、これは条例でございます。この3条に、利用の許可。施設を利用しようとするものは、那須塩原市教育委員会の許可を受けなければならない、こういう簡単な利用の条文ですね。

それから、今度は規則がございます。施行規則ですね。那須塩原市体育施設条例施行規則、これの第4条、施設許可の申請ということで、体育施設を利用するものは、体育施設利用申請書を教育委員会に提出しなければならない。教育委員会は申請書の受理とともに使用料を受領し、体育施設利用許可証を交付する。教育委員会さんでよろしいということになっていますね。

最後に、那須塩原市にしない運動公園体育館規則というのがあるんですね。これは施設の規則なんだろうと思うんですが、これに初めて調整会議という文言が出てくるんですよ。条例とか規則にはなくて、体育館管理規則ですか、この中の第4条に、利用の許可。体育館を利用するものは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。これは同じなんです、体育館利用申請書を教育委員会に提出しなければならない。これも同じですね。

3項目目で、体育館の管理委託した場合、受託者の許可を受けなければならない。これは指定管理者か何か想定しているのかなというふうに思いますが、その後に第5条がありまして、初めてここに定期または特定の期日を希望する者は、体育館利用調整会議前に体育館利用希望申込書を提出する。

前号以外の者は、受付に申し出の上、随時利用することができる。利用調整会議前に申し込みをすれば、定期または特定の日を希望する者は可能である。全く条例規則の中では、いけませんよと

いう内容は全く見当たらない、こういう状況があるわけですね、現存して。このあるまま、やはり指定管理者の中へ今度お願いしていくと。そうすると、やはり同じような状況で指定管理者の管理者の方々の判断で、また柔軟な対応とおっしゃっていますが、柔軟な対応が一番困ると私、思うんですよ。明確に、ある程度規則とか条例を直すつもりがあるかどうか、それをお伺いします。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） 柔軟な対応と申し上げましたのは、今定期的に利用する、この定期的というのは、1週間に1回使いたいとか、月に1回使いたいとか、ある意味、毎年1回ですけども、必ず夏に使いたいとかというのも含めて定期的というふうなことではありますけれども、今回の例のように初めて使うとか、そういった場合にとっては、今の利用調整会議が、先ほど申し上げましたようなネックが出てきてしまうということになるわけです。その辺の事情について、もう少し初めて使う方の利用者の心情に立って、よく相談に応じられれば、現実問題として毎年ぶつかっているところに想定される日にちでしたら、これはこういうことですから多分だめですよとか、もうちょっと前後なら大丈夫ですよ、具体的に利用申請者側に立った運用の仕方というのはあるはずですので、その利用者と施設の利用の実態を勘案した中で、できるサービスをしていくというふうなことだろうと思っております。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） 4月から翌年の3月まで1会計年度、この利用に関しては特定の日、あるいはここに書いてあるように、定期的に利用する者は何ら支障ないと思うんですよ。ただ、今回みたいに4月上旬から6月ぐらいまで、新年度の当初に大きな利用をする場合に、今、私の趣旨でも

書いてありますけれども、やはり案内状を送付したり、いろんなものを印刷したり、事業の準備をしたり、最低3か月、4か月はかかると思うんです。3月で4月の開催では、かなりこれは無理ができないと言ったほうがいいかもしれない状況だと思うんですね。

そういった部分の4月から6月ぐらいの問題について、調整会議を前倒ししてくれる考え方もあるかもしれないよという、そういう答弁でございますが、また実際、どの辺に前倒ししてくれるのか、この辺も伺っておかないと、また同じようなことが起きたら困ると、こんなふうな気がして、少ししつこく話を詰めているわけでございますが、例えば、そうすると調整会議を前倒しをしていきたいというふうな意向でございますが、いつぐらい前になるのか、大まかなお答えができますか。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） 結論から言うと、できれば1月中ぐらいにはやりたいというふうに考えておりますけれども、先ほど申し上げましたように、体育協会とか学校関係の行事が決まってくるのが、例年2月、3月という実態がありますので、これを一気に1月にやるということがなかなか非常に困難だと。すぐに早めるのは困難だというふうなお話を申し上げました。団体の理解を得ながら、調整会議を今3月の頭にやっていますから、2月の中旬とか2月上旬に来年は調整会議をやりますよと、それまでに各団体は次年度の計画をできるだけ早く立ててください。やがては1月にはやりたいという、そういうことをいろんな各種団体に伝えて取り組む体制をつくりかえてもらわなくちゃなりませんので、一気に難しいというふうなお答えを申し上げました。できれば、1月ぐらいにはやりたいという考えでございます。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） ありがとうございます。

私も参考資料として、県のほうは施設利用に関してどんなふうになっているのかなど、こんなことでちょっと簡単に調べてみたんですが、栃木県のほうでは、各施設、体育施設等を利用する場合については、12月あたりに各利用者あるいは団体、そういった方に利用の申し込みという通知を出しているんですね。その通知の期限は1月の16日だったと思うんですが、1月の半ばですね。12月に出して、1月の半ばまでに4月以降の予定について予約申し込みをしてくださないと、こういうふうな対応をなされているようです。その1月16日に必着になったもので重複するようなものがあれば、その中でその重複者と調整をして、調整会議は2月上旬に県はやっているらしいですね。だから当市よりも1か月早く、ただその準備段階として予約の申し込みを12月に発送して、1月の半ばに締め切って、大体どういうふうな予定になるのか大枠のところはつかんでおると。その中であとは団体等の調整をして、2月上旬には大体本決まりに近い状態になる、こんなふうな状況になっているみたいです。だから、そのような体制ぐらいにせめて組んでいただけないかなというふうに考えるわけでございますが、いかがでございますか。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） 先ほど申し上げましたように、各関係団体の理解を得ながら順次早くするということは、今のような作業が伴ってくるというふうに考えております。

○議長（高久武男君） ここで、昼食のため休憩いたします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 零時59分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎発言の追加

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） たびたび申しわけございません。先ほどの高久好一議員の一般質問に対する答弁の中で、私の言葉足らずな点がありましたので、追加をさせていただきます。

資格者証交付者について、能力があるのにもかかわらず納入しない方に対して悪質滞納者と考えているものでございまして、すべての人ではない点を追加させていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） 午前中に引き続き、再質問をさせていただきます。

大体大枠では話が煮詰まってきたのかなという感じはしております。市民にとって、あるいは市の団体の皆さんにとって、今までなかなか思いどおりにいかなかったものが、一步、二歩前進するような気配なんで、大変うれしく思っております。

この件については、ぜひ県の例も挙げましたが、那須塩原市で真摯に受けとめて、必ず4月、6月あたりでも十分団体の利用が可能になるように努力していただきたいと、このように思います。

この件についてはこれでよろしいんですが、条例の中で、もう1つ2つ私のほうで疑問に思っていることがありますので、関係条例でございまして、質問をさせていただきます。

まず、那須塩原市体育施設条例なんですが、こ



の条例を見ますと、条例の最後に備考というのがございます。この備考の中に、(3)入場料を徴収する場合の使用料額は、使用料の50倍とする。これは多分、市内の一般団体の方が会場を使用して、入場料とか参加料を取って物事を主催する、こういった場合の使用料を規定しているんだと思うんですが、通常の使用料の50倍とすると。これは一般の民間人団体ですね。

もう片方、(4)がございまして、こちらには営利を目的とする団体の場合は使用料を20倍、今度は商売で何かの展示とかそういうものをして、商売をする場合には20倍と。

民間的那須塩原市の市民、団体が利用する場合には50倍で、商売として利益を上げる団体が使う場合には20倍、この辺がちょっと私、納得いかない部分があるんですが、これについての根拠はどういうふうになっているのか、一応ご説明いただきたいと思うんです。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（千本木武則君） 体育施設条例ですの  
で、該当するのは三島の体育センターの体育館などのことだと思います。

まず、普通の目的利用よりも多くいただくという、50倍、20倍と設定している部分については、基本的には使用料そのものが新しく設定した使用料でして、にしなすの運動公園の体育館などと比べて、最終的にはどうかということで使用料を設定したわけでありまして。ただ、その使用料が建築コストから比べて割り出してきた使用料に比べて、実際の使用料が著しく安いというふうな利用になっておりますし、目的外の利用にあつては、それに近い使用料をつまみ建設コストから割り出した使用料に近い使用料のものをいただきたいというものの考え方で倍率を高く設定したということ

が、一つ根本的にはあります。

それから、入場料を取って行う場合というものは、例えば想定しているのは、体育館ですので、プロレスとかそういう興行といったものを予定しております。したがって、その興行的に使われるといったものに対しては、基本的には今の50倍の入場、要するに施設使用料をいただきますというふうな設定の考え方を持っております。

それから、イコール営利を目的としたものと対して違わないんじゃないかというふうな考え方もありますけれども、もう一つは、営利を目的としたというふうな場合の想定は、いわばフロアを借りてちょっと品物の展示会をやるとか、そういうふうなイメージを持っております。そういうことで、そういう場合には20倍というふうな設定の仕方をしてしまいましたが、具体的に20倍、50倍の違いの根拠について、現在ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、具体的な回答は差し控えさせていただきますというふうに思います。何十倍といただく根拠だけはお話し申し上げて、ご理解を。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） それでは、いろいろ開  
当時から経過とか考え方とか多分あるんだと思うんですが、現実に例えばの話、どこかのダンスの団体がダンスの会場として使いたいんだと。だけれども、いろいろ諸掛かりがかかるものですか、例えば1,000円ぐらいずつ徴収したと。それで300人集まったと。こういったような状況を考えますと、この入場料を徴収する場合、こちらのほうに該当すると思うんですよね。

そうすると、例えばの話なんです、これがアリーナあたりのことを考えると、1時間大体1,000円だと。8時間借りたとすると8,000円、8,000円の50倍というと40万、こんなに払って市

民団体が利用するなんというのは、まず不可能だ  
と思うんですよ。そういった場合には、今度は下  
の営利を目的とした利用になるんですか。これも  
ちょっと私理解できないものが出てくるんですが、  
だから営利を目的として使用する場合、それから  
一般の団体が入場料を徴収して利用する場合、今  
の時代に合った内容について、もう一度ご検討い  
ただいて、この辺を改正していただくようお願い  
したいんですが、これについては十分検討して  
いただけますか。どうですか。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） 先ほど申し上げまし  
たように、イベントを開くに当たって、例えば  
100人の方が参加して一つの大会を開く、大会運  
営のためには大会参加者から1万円をもらった  
100万円を集めて大会運営にすると、この大会参  
加費の部分と、そのイベントを興行として見物に  
来る人から入場料をもらうということは、基本的  
には別のことと考えておりますので、もしそのイ  
ベントを見せ物として一般の観覧者からお金を取  
るといった場合には、基本的には入場料を取る行  
為というふうに解釈をいたします。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） そうすると、みずから参  
加者が、例えば会費を払って出るような場合には  
これに当たらないと、こういう解釈でよろしいん  
ですか。でも、この辺が非常に文章上、不明確で  
すよね。一般的に入場料を徴収する場合はと、い  
ろんな団体でいろいろ入場料、あるいは参加料を  
徴収する、こういうふうな場合、十分あり得ると  
思うんですよ。映画を開いて、映画の入場券を  
売って、その入場料をもらうというのと、また自  
分が直接参加してスポーツあるいは文化に親しむ  
と、これまた違うと思うんです。だから、その辺  
をよく区分けしていただいて、よく検討していた

だいて、この条文について少し納得できるような  
条文にさせていただきたいなど、このようなことを  
お願いしておきたいなと思います。

きょうの場合については、これ以上にこの話を  
進めても、お互いにまだ検討をするかしないかわ  
からない、あるいは根拠についてもはっきり適切  
な状況で説明できたのか、あるいは受けとめたの  
かわからない。だから一応よくこの辺検討して、  
問題ないように修正していただきたいと、こうい  
うことを強く要望しておきたいと思います。

それと、もう1点あるんです。もう1点、やは  
りこの市内参加の場合と市外からの利用の場合、  
一般住民だったり、市内と市外ということで、こ  
れ3倍ぐらい違うことになっていると思うんです  
が、この倍率についても適正かどうか、市外あた  
りからの状況、例えば大田原のほうへ那須塩原市  
が行った場合、あるいは矢板のほうへ行った場合、  
あるいは矢板、大田原がこっちへ来た場合、その  
辺、料金的にもある程度合っているのかどうか、  
あるいは適正なのかどうか、その辺も規約、規則  
を全面的にまずい部分を見直す状況の中にあると  
思いますので、見直しの中にまぜていただきたい  
と、これも要望でございます。

それでは、今後ぜひ年度当初にも一般市民団体  
が利用しやすいように、できるだけ改善を図って  
いただきたいなど。全体的な要望をして、この項  
を終わりにしたいと思います。

続きまして、下水道事業でございますが、西部  
地区については、調査の結果、大変国の基準まで  
至っていない、厳しい状況であると、これ答弁の  
中で理解いたしました。

問題なのは、そうすると、農業集落排水、この  
事業がちょっと難しいということでございますの  
で、合併浄化槽でやっていくのか、あるいはほか  
の方法が考えられるのか、いずれにしても、住民

の説明会を持ったり、あるいはアンケートをとったり、そういうことの中で今後検討していくということでございますので、よりよい検討をしていただいで、検討の結果、ぜひ早目に関係住民に周知をしていただきたいなど、このように要望しておきます。

それと、乃木神社参道、これも気がかりの問題であったわけですが、北那須流域下水道も既に入っているわけですが、入っておりますので、さらに今年度、乃木神社のわきに静沼というのがありまして、沼のわきを特定環境公共下水道工事、多分やっておられたと思います。そうすると、乃木神社の山の上ですか、あの辺の下水道をこっちの北那須流域下水道、あるいは本管のほうへ結ぶための工事なのかなというふうに私思ったものですから、権現山のところの頂上付近の20軒ぐらい多分団地があると思うんですが、それからさらにそれよりちょっと手前で乃木ニュータウンですか、あそこの200軒か300軒ぐらいあるんだろうと思うんですが、あの辺の下水道整備に関してはどんな状況になるのか、それをお伺いしたいと思います。

それと、一区のなんじゃもんじゃ通り、幹1の14ですか、ここで今特環の下水道工事が汚水管渠本管なんだと思うんですが、これ今工事多分やっているといると思うんですが、これが二つ室のほうへ上がってくるんだと思うんです、計画が。それでさらに旧西那須野地区の緑1丁目、こちらのほうに対応するように工事が進んでいくのかなと、こういう感じを私認識しております。

それと、さらになんじゃもんじゃ通りのほうから一区のたて道、ここにも上がるような計画があるようにもお伺いしているわけですが、この辺を含めて両方、今後の実施計画、どのような計画になっているのか、お伺いしたいと思います。

す。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（君島富夫君） 3つほどございます。

乃木神社の北になりますか、確かに分譲団地がかなりございます。そういう中で、現在、あの場所につきましては、蕪中川の県でやっている河川改修あわせて道路改良もしておるところでございます。そういう中で、下水道も逐次あわせてそれと布設をしているという状況でございますので、そういうものを勘案しながら、その団地については近い将来布設をしたいと、このように考えておりますけれども、団地内に私どもありますので、そういう道路の対応も含めて進めないと、なかなか入ってこないだろうと思いますので、それもあわせて処理をしていきたいと、こういうふうに思っております。

あと一区町のなんじゃもんじゃ通りですけれども、これも昨年度から本管を入れているわけですが、今ご指摘のように、それから北といえますか、上の市街地のほうに上がってくる管も、現在1,000m以上布設を完了してきております。そんなことから、継続してこれを上に延ばしていくって、今ご指摘の地区についても近い将来管を布設し、使用できるようにしたい、このように考えております。

あと1つ、たて道の話でございますけれども、これは現在認可区域に入っております。要するに認可外なものですから、現在認可期間は平成22年度と、こういうことになっておりますので、少なくとも22年度までには完了といえますか、布設はできないということになります。ですから、かなり先の話になるだろうと、こういうふうに考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） ありがとうございます。

それで、乃木ニュータウン、権現山の山頂あたりですか、この辺について近い将来、あるいは団地の中に市道がかなりあるんで、その辺は調整してということでございますので、やむを得ないのかなと思いますが、この近い将来というのは、二、三年ぐらいを指しておるのか、あるいは五、六年ぐらい指しているのか、それとなんじゃもんじゃ通りから二つ室、緑、この辺ですね、これも近い将来でございますが、二、三年の近い将来なのか、五、六年かかるのか、あるいはそれ以上かかるのか、その辺大枠で結構でございますから、お願いします。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（君島富夫君） 期間の問題でございますけれども、ただいま申し上げましたとおり、事業認可の今受けている期間が平成22年度まででございます。ですから、少なくともその辺までには完了したいと、このように考えています。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） 了解でございます。ありがとうございます。

それと、ちょっと質問漏れしたんですが、もう1か所、大事な私の地元でございます下永田なんですが、下永田の6、7、8ぐらい、緑のあるいは2丁目ぐらい入るんでしょうかね、7、8か緑2丁目か、この辺の下水なんですが、大田原第1処理分区と、こういうことになってきているんですね。そうすると、こちらのほうで勝手に計画を立てて勝手にできない状況なのか、あるいはどういう状況なのか、その辺の概況と工事の計画について、あればお伺いしたいんですけれども。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（君島富夫君） この地区につきましては、今ご指摘のありましたように、大田原の処理

区に入ると、こういうことになっています。この地区と石林のいわゆる2地区については、大田原さんにお世話にならないと入れないと、こういう状況でございます。

事情は町時代の話なものですから詳しいことはわかりませんが、いずれにしても事業認可地区に入っておりますので、大田原さんとよく話をして、一日も早く協議が調うような努力をしたいと、このように思っております。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） 地元なんで大変困っております。ぜひ大田原さんとよりよい話をして、実施に向けて計画ができるようにお骨折りをいただきたいとお願いいたしておきたいと思っております。

あと、肝心な乃木神社参道部分ですね。19年度あたりに事業を実施してくれるということでございますので、うまく計画ができますように、また住民の了解が得られますように、これを期待したいと思っております。

以上で、下水道のほうの部門は終わりたいと思います。

それと、障害者自立支援法については、ちょっと2行ぐらい飛ばして読んだそうでございますので、これは質問通告書のとおりということでご理解をいただきたいと思っております。

また、質問の内容につきましては、ほとんど早乙女議員さんの質問にお答えになっておりますので、私のほうからは今回については質問は省略したいと思います。

続いて、4番目の健康長寿センター内の実施訓練について。これもいいお答えをいただきましたので、ぜひ現在通っておられる方々、特に回復も少し見込まれるような方々がおりますし、利便性も考えて、今後も西那須野長寿センターの中で、受け皿はどこになるかそれはわかりませんが、実

施場所はあそこで実施していただきたいと、このように強くお願いして、この項についても終わりにしたいと思います。

最後に、新市建設計画に基づく社会基盤の整備事業としての主要道路の整備について、これは1点だけ私のほうからちょっと再質問させていただきます。

これは、合併時に合併の協定書、あるいは建設計画、こういった中で、主要道路網の整備の内容をよく認識しております。特に関連するのは、西那須野地域で上のほうは井口の工業団地のほうから橋を渡って那須塩原市駅北側に道路が通っておりますが、特にJR線南側、これが全く一体化する道路改良がないと。こういうことで、新南郷屋・下厚崎線、今新南になりましたが、この道路改良をぜひ実施してもらいたいと、このように思っております。

先ほど、道路整備基本計画、これを策定すると、この中には入っているのかどうか、それと優先順位を考えるとということでございますが、ぜひ1位にしていただきたいと、これについてご答弁いただきたいと思います。

○建設部長（君島富夫君） 合併協の絡みでございまして、新南郷屋・下厚崎線の幹線道路ということです。

これにつきましては、ただいまも申し上げておりますように、道路整備基本計画を現在立てておりまして、素案ができた段階でございます。そういうことで、20日の全員協議会のほうに素案をお示しをしてご意見等をいただいて、市民の皆さんにもお示しをしたいと、このように考えております。

そういう中で、路線としては当然入ってございます。ただその優先順位につきましては、どこがという話じゃありませんので、とりあえず今考え

ていますのは、10年以内に着工できる部分のものを路線名を挙げて道路整備基本計画の中でやっていきたいと、このように考えておりますので、少なくともその中には入ってございますので、ご期待をいただければと、このように思っております。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） ありがとうございます。

期待してくれということでございますので、全身全霊で期待しておりますので、また西那須野JR南側住民は西那須野地域の中でも4分の1から3分の1ぐらいの人口を占める大きな地域でございます。この地域の反対なくして一体化は図れないと思いますので、ぜひ前向きによりしくお願い申し上げます。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（高久武男君） 以上で、24番、植木弘行君の市政一般質問は終了いたしました。

—————◇—————

◇ 室 井 俊 吾 君

○議長（高久武男君） 次に、32番、室井俊吾君。

〔32番 室井俊吾議員 登壇〕

○32番（室井俊吾君） 32番、室井であります。

平成18年度第1回那須塩原市定例会において、市政一般質問を行います。

早いもので、平成18年の3月になってしまい、桜の花の便りの季節となってしまいました。平成17年度も終わろうとしております。災害、事件、また県内では小学生の痛ましい事件などがあり、余り明るい17年ではなかったように思われます。

また、景気のほうはまだまだのようで、合併1年になる那須塩原市としても、市民に対し少しでも明るい住みよい市になるように、市長さんを初め、市職員皆様方の努力に感謝するとともに、今

後とも那須塩原市のために頑張ってくださいよう、  
お願い申し上げます。

まず、1番の質問で、企業誘致についてであります  
ますが、このことについては、私は常に考えてい  
ることでもあります。

市に活性化をもたらすことには最も大切なこと  
だと考えております。大人は働いていないとだめ  
だと思ふし、働いていることで家庭を持つことも  
できるし、また子供を育てることもできると思  
います。また、働くことによって、税金も納めるこ  
とができるわけであります。その税金を利用する  
ことで、道路を初めとする公共施設をつくるこ  
とができるわけであります。小学二、三年生ぐら  
いで学ぶぐらいのことを言っていました。私  
はごく普通の当たり前の生活ができる那須塩原市  
にしたいと考えております。

そのためには働く場所、すなわち企業誘致が最  
も大切なわけであり、活気にもつながる施策であ  
ると考えます。

そこで、①の現在、那須塩原市（旧1市2町）  
工業団地という団地はどのくらいあるか伺いた  
いと思います。

次に②ですが、企業誘致に必要な水、電気、排  
水等は心配ないでしょうか。

③今後の課題や施策をどのように考えているか  
であります。

次に、2番の東那須産業団地の件ですが、①県  
の企業局の団地ではあるが、那須塩原市としてど  
の程度関与することができるのか、現在も関与す  
ることができないのかであります。

この前、平成13年12月の一般質問のときには、  
余り関与はできないということでしたが、産業団  
地となり企業局になったのですから、市でも関与  
できるようになったのか伺いたいと思います。

②現時点における企業進出の話はあるのか。も

しあるとしたら、実現するのか伺いたいと思  
います。

次に、3番の旧穴沢小学校の件ですが、①現在  
の旧穴沢小学校校舎（へき地保育所）跡地はど  
うするのか、何か考えはあるのか聞きたいのであり  
ます。

②市では地元と相談の上、方針を決めたいと  
のことですが、その後どのようになっているのか伺  
いたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（高久武男君） 32番、室井俊吾君の質問に  
対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 32番、室井俊吾議員の質問  
にお答えをいたします。

まず、企業誘致についての質問にお答えをいた  
します。

現在、市内においては8つの産業団地、工業団  
地があり、総面積は136.6haであります。このう  
ち、東那須野工業団地の19.3haと下厚崎第二工業  
団地の0.86haが未分譲地として残っております。

次に、工場誘致に必要な水、電気、排水に関す  
る質問であります。東那須野工業団地につきま  
しては、排水の制限があることから、大量の水を  
使用しない業種の立地を想定いたしております。  
そのほかについては特に問題はないと思われま  
す。

今後の課題といたしましては、未分譲地の分譲  
を促進すること及び分譲済団地にある未利用地の  
活用を図ることなどが重要な課題と考えておりま  
す。このため、企業が立地しやすいよう、実情に  
合った制度の検討を進め、優良企業を誘致し、景  
気の活性化に努めていきたいと考えております。

次に、東那須野産業団地についてお答えをいた  
します。

まず、東那須野産業団地の改良についてであります。この団地は市の要望に基づいて企業局が整備し、分譲しているものであります。企業の誘致についても、企業局と市が連携して進めておるところであります。

次に、県企業局は一昨年8月に団地の名称を東那須野産業団地に変更し、製造業にこだわらない多くの業種の受け入れを見た誘致活動を進めております。

現時点で幾つかの企業からの引き合いがあり、市としても地域活性化につなげる企業であれば受け入れたいと考えております。

現在、県企業局が市の要望を踏まえ、誘致に向けての話を進めておるところでございます。

このほかにつきましては、市民福祉部長から答弁をいたさせます。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） 私からは、3項目の旧穴沢小学校について一括してお答えをいたします。

へき地保育所は、平成16年3月31日をもって閉園いたしました。その後の活用について地元の意見、意向を聞いてみましたけれども、使用予定等はないとのことから、当分の間、市の普通財産として管理していく予定でございます。

以上で答弁を終わります。

○議長（高久武男君） 32番、室井俊吾君。

○32番（室井俊吾君） 市長さんのお話の中にありましたが、それだと思いますけれども、厚崎団地を私、前に見たんですが、0.86ha、これは最近の企業誘致に板室街道付近にもかなりそれらの工場とか、いろんなズキ産業とかという工場も見えるんですが、厚崎の工業にできた0.86haはどうして売れないんでしょうか。値段の相違で企業が来ないとか何かあるならば、どうして厚崎の工業

団地に企業が入ってこないんだか、その点について何か邪魔しているものがあつたら、邪魔というか、害になるものがあつて来ないんだか、お聞きしたいと思うんです。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） では、お答えいたします。

下厚崎の第二につきましては、先ほど市長のほうから答弁しましたように、3区画で約8,600ほど今、未分譲で残っております。その残っている理由という議員の質問でございますが、いろいろ今までの景気等の影響もありますし、分譲地そのものの分譲価格等もあるんだと思います。最近になりまして、企業庁が市のほうに何社か来ておりまして、当初からその分譲地を売買するのではなくて、リース等の方式とか、そういうふうな分譲の方式を今検討しておりますので、そういったのが可能になればある程度の立地はできるものと、このように考えております。

○議長（高久武男君） 32番、室井俊吾君。

○32番（室井俊吾君） 売るとかではなくて、厚崎の場合には何かを考えているということなんですが、厚崎、東那須野産業団地についてはまた後で質問することにして、今ある西那須では3か所ぐらい大きな団地ができていますし、塩原でも、なんか事件にそういう工業団地のようなところがあるということなんで、私、勉強不足でよくわからなくて、質問の段階になって初めて皆さんに聞いたところ、完売しているんだということで、今、市長さんの方から完売してあるということなんですが、私、歩いてみますと、全部ができていないところがあるんですね。市長さんのお話の中に、できてないところもあるということなんですが、そういうところがあるのにも関わらず、なるべく早く私にしてみればつくっても

らってということなんです、なぜ企業はそういうところに誘致しても来ないのか、その理由など、もし完売してあるのに来ないということの理由がわかっていたら、お願いしたいと思います。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） 西那須野の3工業団地については全部分譲済みで、それぞれ企業が立地をして、操業をしております。

議員おっしゃるのは、関谷の工業団地の件だと思うんですけども、関谷の工業団地につきましては、分譲は全部完了しております。ただ、分譲をしておりますが、工場そのものがまだ進出をしてこないというのが2件、あと操業をしていないというのが1件で、3件で約19町歩ぐらいあるんですけども、そのほか、関谷の工業団地等については、その会社の方針で緑地を残している会社等も相当あるものですから、道路から見た場合に随分あいているなど見えるのがあると思うんですけども、関谷の工業団地はそういうになっています。

そのほかの工業団地につきましては、東那須野産業団地と下厚崎の第二を除いてはみんな分譲は済んで、それぞれ企業が操業をしております。

○議長（高久武男君） 32番、室井俊吾君。

○32番（室井俊吾君） ただいまのお話ですと、完売ができていううち、できていないのは関谷だという話だったんですけども、私にしてみれば、なるべくそういう企業は来てもらいたい、そして働く場所を那須塩原市の市民に与えたい、私はそれが常日ごろ思っていることなんで、井口あたり、どう見ても最近かなりの建物も建っているし、眺めて見ると、ああすばらしいと思うところがたくさんあります。旧西那須野については本当に早くからそういう工業団地をつくって調整しているということで、大変私は旧西那須野町民について

は、考え方がすばらしかったんだと。それに比べ、黒磯の場合はほとんど団地などはないということなんです、真っ先にまた上郷屋工業団地ですか、少ないけれども、つくっておいたということで、大変ありがたいは思っております。

次に、水の件に移りたいと思うんですが、水とか電気、そういうことでは余り差し支えはないんだという返事なんです、これから来る企業について、もしそういう企業に対して水に不足を感じるとか、電気は恐らく東京電力に任せておけば大丈夫だと思うんですが、水、あるいは排水等に限っては、十分心を使っておられると思うんですが、そういう点について、水ということになると、私は水はいっぱい余ってしょうがないんだと思うぐらい、学園都市の計画において、うちのほうの水を持って行ってしまったと、旧西那須野の人はずるいというのが私たちの考えだったんですが、今度そういう企業とかそういうものが来たとき、あの水どうしてたくさん使えないのか。その辺の理由は何かないですか。何かないですかではなくて、使える方法、今、私の聞くところによると大田原でつくっている工業団地ですか、東芝までとか富士電機のほうまであの水は行っているという話なんです、あの太い砂尾川をこしている水が、どうして那須塩原市でも自由に使えないのか、その辺の理由、もしあったらお聞きしたいと思います。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） 先ほど市長のほうから答弁がありましたように、要するに水、電気、排水等で若干の問題があるのが、東那須野産業団地の、これは排水で、上水道等については問題ないと思います。ただ水についても工業用水というのはございませんで、東那須野産業団地あたりで工業用水を使う場合は地下水を利用すると、その



よくなると思いますが、いずれにしても、水を使えば排水等があるものですから、工場排水等についてはいろいろ下流等の関係もあるものですから、一概に出るものを全部流すというわけにはこれいかないんで、一例を申しますと、西那須野の3工業団地の工場排水等については、大田原との協定で、本当に厳格な毎年監視体制をしいて排水をしているような状況なものですから、工場排水はいろいろ難しいというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 32番、室井俊吾君。

○32番（室井俊吾君） 何でも事を起こすということになると大変なことで、私から見ると、水はもう那須塩原市の場合は10万都市のために旧西那須野のほうに行っちゃっている水、あれがまだまだ余っているんじゃないかと予想したんですが、そういうことになるとなかなか問題が出てくるということで、事を起こすと大変なことになるんだということで、あと排水が問題で、確かに工場を誘致すると排水が問題だと思いますが、もしそういう誘致のために来たときには、執行部として本気になって相談に乗ってやって、なるべく企業の誘致に頑張ってもらいたい、そんなように思います。

③に進みますけれども、この前にも13年度のとときの藤田市長さんの時代に私は言ったんですが、工業誘致、企業誘致に関しては、1人ぐらいの職員を優秀という言葉を使っちゃいけないんですが、優秀な職員を使って、企業誘致をしたらどうかという意見を出したことがあるんですが、そのときには断られてしまったんですが、そういう企業誘致専任の職員を置く考えがあるかないか、市長さんのほうでもし考えがあったら、お聞きしたいと思うんですが。

○議長（高久武男君） 市長。

○市長（栗川 仁君） まず、水の問題が出ておりましたので、若干その点について触れておきたいと思っておりますけれども、先ほど話がありました、多分言っているのは那須疎水の話かなというふうに認識をいたしております。

あの水につきましては農業用水でございますので、工業には使われていないというふうに認識をしておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

あとは、今度は工業誘致についての専任の職員を置いたらということでございますけれども、現在のところ置く考えは持っておりません。

以上です。

○議長（高久武男君） 32番、室井俊吾君。

○32番（室井俊吾君） 前の市長さんと同じ、専任のあれは持たないということで、確かに専任の職員をおいても果たして企業が来るかということで、これはそういう問題だから多分来ないとは思いますが、今後ともそれに近いようなそういう話が出たら、専任できるような人をできるだけお願いしたいと思います。

私、18年度のためにそういうことも考えていたんですが、何か新聞等で福田知事さんのことで、今度は企業誘致補助金、大幅に増額ということで、18年度から上限が30億円ということで新聞に載っていたことなんですが、私が思っていることと同じ考えをしているんだと思いますが、補助の増額で県内産業の活性化の目玉に挙げたと書いてありました。後のほうに書いてあったことなんですが、今後はデジタル関連や情報通信、あるいは関連などの成長企業へ進出を呼びかける考えだと。その一環として、企業を誘致し、企業誘導対策費1,400万円を計上したと、こんな話が、知事さんの考えで今年からやるような話が出てますけれども、そういうことで、この那須塩原市に知事さん

のほうから、そういうことで今度やるよというよ  
うな話があったかないか、お聞かせ願います。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） 県のほうでも18年  
度からの事業ということで、知事の新聞だったと  
思いますが、県議会もまだ終了していない、18年  
度の予算もまだという状況なものですから、今の  
段階で私の方へはそういうあれは入っております

○議長（高久武男君） 32番、室井俊吾君。

○32番（室井俊吾君） 続きまして、2番に移り  
たいと思います。

産業団地、19haの件についてなんですけど、この  
件についてはこの前の代表質問の中で平山議員さ  
んが聞いてあるんで、私のほうからは余り聞けな  
いことなんですけれども、その中で、何かあのと  
き、何件かは来ているんだけれどもという話で、  
あとはもう濁したような答弁をもらっていたんで  
すが、今東那須野産業団地にはもしそのような話  
があって、差し支えなければ、企業とかなんかそ  
ういうもので来てくれるという話があるのかな  
いのか、まず聞きたいと思います。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） 企業局の情報等に  
よりますと、一昨年の8月に名称を変更しまして、  
商業圏を受けるといような方針に転換したわけ  
なんですけれども、そこら辺で商業系の進出の要  
望とか、そういう企業が出ているというお話は聞  
いております。そういった企業に対しても、これ  
からいろいろな募集等、そういうのは進めていく  
というも、企業局で今現在考えているような状  
況でございます。

○議長（高久武男君） 32番、室井俊吾君。

○32番（室井俊吾君） 商業系のお話があるとい  
うことで、本当に何でもいいから企業が来てくれ

るといいと思います。

あそこは今だれでもが知っているとおりに、イン  
ターができるということで、本当に場所としては  
最高にいいところなんです。それでいえば、県の  
産業団地ということなんで、余り那須塩原市では  
進んでというほどでなくて、余り口は出せない  
とは思いますが、今度はそのように出せるよ  
うになったように私は感じておりますので、  
今後、東那須野産業団地についても本気になっ  
てやってもらいたい、そんな感じを持っています。  
知事さんもそのように力を入れるということな  
んで、よろしくお願いをしたいと思います。

2番の実現性というものは、今の話でかなり実  
現性は近いのかなと大変喜んでいただい  
ています。できるだけよろしくお願いを  
したいと思います。

それでは、3番の穴沢小学校の件なんです  
けど、小学校が閉鎖した後、へき地保育所があ  
って、今言われたように13年度の3月にや  
めているということで、あそこ、私、近いも  
のですから、ちょいちょい通って見ている  
んですけども、あのままにしておくとい  
うことになりますと、草だの何だ  
の生えてしまうんじゃないかと思うし、  
いろんな形で掃除などもしなくちゃ  
ならないかと思うんですけど、今現在、  
あの小学校跡地に対して草刈りな  
どとかそういうものは、どなたが  
やっているということもないん  
ですけども、だれがやっている  
んですか。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） お答えいたします。

昨年の8月4日でしたか、高林公民館で行われ  
た市政懇談会の席でも、地元の方からへき地保  
育所の跡地、旧穴沢小学校の跡地の有効活用を  
どうかというような意見もございまして、私  
どもも現地を確認してまいりました。もう使  
えないような

一部備品が旧校庭等に放置されて大変危険だなどという状況を見てまいりましたけれども、市民福祉部の職員の中で、草刈り等の除草作業は実施をしているところでございます。

以上です。

○議長（高久武男君） 32番、室井俊吾君。

○32番（室井俊吾君） 職員とかだれかがやっているということなんです、そうすると、企業体とかシルバー人材センターとかは使ってやってないんですか。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） そういうことで管理費用として予算に計上してなかったものですから、そのまま放置したんじゃ、やはり現在のところ行政財産ですから、管理責任もございますので、担当職員が草刈りをしたというような状況でございます。

○議長（高久武男君） 32番、室井俊吾君。

○32番（室井俊吾君） そういうことで担当職員がやっているということなんで、お金はそんなにからなくて済んでいるとは思いますが、通ってみるとわかりますように、建物がありますよね。その建物など、屋根が少し落ちかけているような感じがして、危険じゃないかと思うし、もし悪者といっちゃなんかしらないけれども、そこを住みかにするようなことも考えられるわけですよ。だからそういうことで、何かしなくちゃなと思って、私も地元の人にも聞いてみたんですが、地元としての話し合いにはどうしてもうまい案が出なくて、地元としては何に使ってもできかねないというふうな感じでお聞きしています。ですから、あの建物は壊さないで置いて、ここ二、三年のうちにもし使えればいいんですが、二、三年のうちに名案がなくて建物を建てておくということになると、非常に今見れないというか、そういう面も

あると思うんで、そのことについて18年度中に何か考えるとか、そういう考えを持っているということはないんですか。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） あの建物は、議員ご承知かと思いますが、他の施設に転用というのは、現在の老朽化した施設ですと、ちょっと不可能だと思うんですね。ですから、18年度の中で解体、その他の予算づけというのはしておりませんが、今後の中で少し様子を見て判断をしていきたいと考えます。

○議長（高久武男君） 32番、室井俊吾君。

○32番（室井俊吾君） あの敷地もそんなに大きくないからそうなんだろうと思いますけれども、何か私も考えても、私らではとても頭がもう飛んでる体なんで想像つかないわけなんです、何かいいことがないかなと考えてはみたんですが、なかなかそういうのが見つけれないんですけれども、老人施設とか、あるいは保育所なども思ったんですが、保育所は少子化時代だから、それはだめでしょうと思っているし、本当にああいう土地は、企業などというとなかなかないんですけれども、何か町場の人が来てあそこに住みついて、毎年教えるような陶芸家とか、そういう声は那須塩原市には問い合わせはないですか。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） あの建物、あるいはあの用地を特定して利用したいというような問い合わせは、現在のところございません。

○議長（高久武男君） 32番、室井俊吾君。

○32番（室井俊吾君） あの土地も建物も、人が住まなかったり利用しなかったりすると本当に早く老朽化すると思うので、近いうちには何とかしてもらいたいと、そんなふうに思います。

私の質問、これで終わりますが、よろしくお願

いしたいと思います。どうもありがとうございます。

○議長（高久武男君） 以上で、32番、室井俊吾君の市政一般質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時07分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

◇ 山本 はるひ 君

○議長（高久武男君） 21番、山本はるひ君。

〔21番 山本はるひ君 登壇〕

○21番（山本はるひ君） それでは、これからこの議会では最後の市政一般質問を行います。

先日の市長の市政運営方針において、その基本姿勢の中には「市民の目線に立って、市民の声に耳を傾け」とあり、施策の基本的な考え方の中には「住民参加による協働のまちづくり」という言葉が入っています。それは合併後の那須塩原市の将来像の実現のためには、行政主導ではなく、多くの市民の意見を聞いて、知恵や力をもらって、一緒にやっっていこうという市政のあらわれだと思っています。

今、那須塩原市総合計画審議会と那須塩原市行財政改革懇談会が並行して開かれています。総合計画審議会は、市が策定する市政全般にわたる総合的な計画について調査、審議するために置かれているもので、委員は30人、企画部企画情報課で担当しています。

一方、行財政改革懇談会のほうは、行財政改革大綱の策定と行財政改革の推進に当たっての提言を求めるために設置したものです。こちらの委員は15人で、企画部総合政策室の担当になっています。

そこで、市民と協働によるまちづくりについて、公募の市民が含まれている総合計画審議会や行財政改革懇談会では、住民意思がどんな形で反映されているか、行政の考え方がどのように伝えられているかにポイントを置いて伺います。

まず、合併2年目ですり合わせの済んでいないことがあるにもかかわらず、つまり事務事業の一本化ができていないのに、行財政改革懇談会を開いて、部によって温度差のある事務事業の改革案に対し、委員に意見を求める意味について伺います。

次に、総合計画審議会や行財政改革懇談会などには、関係団体から推薦された市民や公募による市民が入っています。その人選はどのように行っているのか、その選出方法について伺うものです。

また、そこで出された意見や提言は、今後の計画や改革に生かされる仕組みができていますかどうか伺います。

続いて、そのほかの審議会、協議会、懇話会などについては、そこで話し合われたことや提言がまちづくりにどのように生かされているのか伺います。

次の質問になります。

それは補助金や交付金、県や他の市町との協議会や団体に対する負担金についてです。補助金や交付金については、合併協議会において、団体及び事業に対するものについては、その事業目的、効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実績等にも配慮しつつ、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、検討する。また、個

人に対するものについては、対象範囲、地域性、財政的負担等を考慮し、公平性が保たれるよう調整するとしました。

市の単独補助金や交付金にあつては、個人への補助金については、合併時に統合したものが多くありますが、団体に対してのものは、合併以前のまま新市に引き継がれたものがほとんどだと思われます。そして、それらについては、合併後に考えていくというようなことが合併協議会の中での協議だったと思います。

補助金等は団体などの運営に当たって、なくては運営に支障が出るというものもあります。また、お祭りなど事業については実行委員会をつくり、行政と市民と一緒に協力して開かれるものに対して補助金を出しているものもあります。

このたび行財政改革懇談会で示された平成17年度当初予算の市の単独補助金の状況という資料によれば、合計で179の補助金があり、その金額はおよそ9億8,500万円になっています。平成18年度予算について見ても、おおむね同じような状況です。

そこでお尋ねいたします。今検討されている行財政改革の大きな目的の1つ、経費削減にあつては、補助金や交付金の思い切った見直しが必要かと思われます。このことについては、どのようにお考えか伺うものです。

また、負担金については、今後見直しが必要かどうかお伺いいたします。

以上、大きな2つのことについてご答弁よろしく願います。

これで最初の質問を終わります。

○議長（高久武男君） 21番、山本はるひ君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 21番、山本はるひ議員の質

問にお答えをいたします。

私からは補助金等のご質問にお答えをいたしません。

補助金は、法令等の規定に基づき、特定の事業を育成、助長するため交付する補助金と、公益上の必要から団体などの運営や活動を支援するための交付金、いわゆる奨励補助金があります。このうち、奨励のための補助金は、補助することで大きな効果を得られるものもありますが、中には固定化し、既得権化しているものも見受けられます。

合併の協議の中では、団体及び事業に対する補助金は事業目的や効果を総合的に判断し、これまでの経緯や実績なども配慮しつつ、新市において公共的必要性や有効性、公平性の観点から、そのあり方について検討を行うこととしております。

また、現在策定中の行財政改革大綱集中改革プランでも交付基準の適正化や類似補助金の統合など、見直しを行う方向で規定する予定であります。

具体的には、平成18年度と19年度の2年をかけて廃止や統合を含め、補助金全体の見直しの検討を行い、平成20年度から見直し後の補助金で対応することで進めたいと思っております。

次に、県や他市町村、広域行政組合などに対する負担金に関する件であります。これらはおおむね受益の範囲や人口要件等で負担の範囲が決まることになっております。このため市が独自に削減や見直しをすることは困難であります。

また、本市が加入している栃木県や那須郡を単位とした各種団体に対する負担金であります。これらは栃木県市長会や那須市町村負担金審議会で負担金支出の適否や負担割合について協議し、決定されるものでありますので、その審議の中で負担金の必要性等について検討してまいりたいと思っております。

このほかにつきましては、企画部長より答弁を

いたさせます。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下 昇君） 私のほうからは、1番目にありました市民と協働によるまちづくりにつきまして、何項目かご質問がありますが、順次お答えをさせていただきます。

まず、行財政改革懇談会に関するご質問についてお答えをいたします。

行財政改革は、行政内部だけの問題ではなく、市民生活にも影響を及ぼすものであり、その意味からも広く市民のご理解をいただく必要がありますので、懇談会を設置してご意見を伺っているものでございます。

また、行財政改革は、大変重要な課題でありますので、その方向性を示します行財政改革大綱の策定は急務であると考えております。

ご質問の一本化が未了の事務事業につきましては、現在もすり合わせを行っておりますが、大綱策定後はその方向性に基づきまして、一本化に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、審議会や懇談会の団体推薦委員と公募委員の選任方法についてお答えをいたします。

まず初めに、団体推薦委員であります。各種計画の策定に当たっては、各分野の専門的な視点からの検討が必要であることから、委員の推薦を各団体に依頼して選任をしております。

公募委員につきましては、那須塩原市審議会等の委員公募に関する要綱がございまして、これに基づきまして募集を行い、審査の基準や方法を定めました要領に従いまして選考をしております。

次に、意見や提言を今後の計画等に生かしていく仕組みにつきましては、条例による審議会と規則で設置する懇談会では、最終的な意見取りまとめの形態は違いますが、ともに委員の協議に基づきます内容が計画に反映されることの点について

は違いがありません。

さらに、総合計画と行財政改革大綱は、本市のまちづくりと行財政改革の方向性を示す行政全般にわたる計画でありますので、今後の各種計画では、これらの方向性や趣旨を踏まえて策定していくこととなります。

次に、最後のほうになりますが、審議会等がまちづくりにどう生かされているかのご質問でございますけれども、本市では現在57の審議会等がございます。

計画策定に当たって市民の参画をお願いしている審議会等は、市民生活への影響が大きいもの、あるいは市民と行政の協働が必要なもの等ございます。審議会等での意見、提言、また検討協議の内容を十分に踏まえて計画を作成しており、こうした計画に基づきまして各種まちづくり施策を展開しているところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長（高久武男君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） それでは、順番に従って再質問いたします。

まず、総合計画審議会と行財政改革懇談会についてですが、この審議会と懇談会については、まず総合計画があつて、それをもとに組織機構をどうするのか、どうあるべきか、そういう方向性が出てくるものだと思います。それが同時に行われている。特に2月に行われた懇談会、あるいは審議会では、同じ人がその委員になっているにもかかわらず、同じ日に同じような時間に行われたというような経過もあります。

合併後はまだかなりのところで、それも市民生活に非常にかかわる重要な部分で、まだすり合わせができていないところがたくさんあり、1つの市でありながら、3つの形態を持つ事柄もあります。

そのような、まだ行政の中できちっと方向ができていないことについて、懇談会で各部から100を超える事務事業改革について委員に意見を求めるというやり方が、本当に市民の声を聞くということ、協働作業をするということにかなっているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下 昇君） お答えをいたします。

両方の計画ですね、総合計画と行財政改革の計画と申しますか、改革プラン、これにつきましては、新市になりまして、片方ができてから待っているというようなレベルにありません。例えば、行革にありましても、合併自体が行革の大きな1つの手法でありましたけれども、市民の皆さんから、どういふふうにして本当に合併した実を出していくんだという強い期待を持ってお話を伺っております。

ですから、その内容を総合計画ができて、これが18年度に一応できる予定ですが、その後19年度からゆっくり検討するというようなレベルでありませんので、できる範囲の分野の行革の中で事務事業改善と現在、毎日業務を進めている内容等、これにつきましては、十分改革改善のご提案等もいただきますから、あわせて並行して懇談会、審議会を持たせていただきました。

たしか1回だけですね。ちょっと日程上の調整がつかず、ダブってしまった部分もありますけれども、おおむねの委員の方は毎回必ず出席をして、活発にご意見もいただいておりますので、十分機能して計画に反映ができるものだというふうに期待をしております。

以上です。

○議長（高久武男君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 総合計画審議会、それから行財政改革懇談会の委員につきましては、公

募委員が入っておりますし、各種の団体から委員が出ております。その方たちからいろいろ意見をいただいたり、あるいは実際に傍聴している中で、1つは総合計画審議会の中で何度か、4回多分会が開かれたと思うんですが、皆さん、大変考えてたくさん意見を出したそうですが、その中でこのことについてはどうか初めから決められているもので説明させていただきたいというような答えが多く、委員から出たものがその案の中に余り入らなかったというようなことを聞いております。

また、行財政改革懇談会につきましては、市の総合計画がきちっとできていないがために、そこに対して結構意見が出て、事務事業の改革、その百幾つ出たものに関してだけではなく、およそ200もの意見が、あるいは提言が、あるいは本当に質問というものも含めてたくさんのもので出てきました。

それを見ておきますと、もともとのまちをどうやってつくっていくかという計画が、やはり私には、きちっと出ていないのに、それをどうやっていくかというようなことを並行して行っていて、それを余り専門的なことを知ることがないという市民に、考えてくれと投げかけると、やはりとんでもない質問も出ますし、非常にそんなことをというような意見も出てきます。それも市民の意見だといえばそういうふうにも言えますが、そんなこんなで、非常に時間がかかっている懇談会になっています。

それで、その市民の意見を聞いている、あるいは協働で、つまり協力の「協」と「働く」という字の協働作業をしているというように言えるのかどうか、再度お伺いいたします。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下 昇君） まず初めに、委員の方からお話を聞いて発言されていると思うんですけ

れども、委員の方の意見がなかなか取り入れられないという話でございましたけれども、私も会議に出ておりますので、意見内容はちゃんと伺っております。

その内容が、まだ審議のやり方がなれていない関係も含めまして、例えば総合計画ですと、基本構想の部分をやっているんですが、提案が具体的な何々をつくってくださいとかという基本計画の部分の話をどうもしてしまうという嫌いがあります。そのほうが確かに発言がしやすいですから。それはちょっと考え方はわかりましたので、この後、進めます基本計画のところで議論してくださいという話になっている部分が、どうしても聞き入れてもらえていないというふうな感じにとってしまうのかもしれませんが、それにつきましては、逐一説明はさせていただいているんですが、どこもそこら辺がうまくかみ合っていない部分もありますので、運営のやり方の問題の中、その辺はちょっと整理しながら進めさせていただきたいと思っています。

それから、専門的ではない方、行政がわからない方の話を聞いてもというようなニュアンスに私は聞こえたんですが、11万5,000の市民みんな行政に精通しているわけじゃありませんから、いろんな意見があつてしかるべきですし、それは我々の説明が足らなくて誤解している部分がたくさんありますので、そういうものも説明する機会であるともとらえております。

ですから、若干、そんなのわかっていてもらわなくちゃ困るという内容が傍聴してあったのかもしれませんがけれども、我々としては自分らのほうを本当に反省をして、説明をちゃんとこななかったというような形で真摯に受けとめて、説明をさせてもらっていますから、会議時間等も長くなったりする嫌いももちろんあります。

こういう懇談会、公募委員をどんどん入れていくという懇談会、確かに運営は大変ですけれども、これはどんどん経験をお互い、市民の方と行政側が繰り返しやりながら、いい意見が交換できるようにということで、まだまだこれから協働のあり方につきましては模索中というのを、市民と行政はお互いさま、模索中なのかなというふうに思っています。

そういう意味において、いろんな方のご意見を伺って、時間をかけていくというのも必要なんだと思います。

以上です。

○議長（高久武男君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 今おっしゃっていることはわからないではないんですけども、それを違う見方をするならば、単純な質問を聞く、それからこれわからないだけけどというようなことは、市政懇談会を行っていたり、あるいはいろいろなほかの方法でも聞ける問題だと思いますし、あると思うんですね。

ですけれども、この改革懇談会と、あるいは総合計画の策定の審議会というのは、少なくとも公募で選ばれた委員と、あるいは各種の団体から適当だという方、それから学識経験者と言われる方が、余り高くないかもしれないですが、お金を市から支払って開いている会だと思うんです。

そういうものは条例で決められていたり、そのほか規則で決められているということは、本来は大きな力を持っているというか、ものだと思われるのに、見ていて非常に無と、つまり企画部のやり方が少し、何と言っているんでしょうね、整理されていなかったのではないかなというような感じが、ずっと聞いていますと感ぜられるんです。それだけ皆さん、いろんな意見が出るのは悪いことだと思っていないですし、そういうものを規制せず



に、本当にそんな態度でいいのかなというような感じの委員会というか、そういう会もありましたが、それでもそれを聞いていらっしゃる方に対しては、とても本当にすごいなと思って見ておりましたが、それにしても、この大切な那須塩原市をつくっていくという総合計画、あるいは行財政の改革について、もう少しきちっと整理をした形で3月末にはプランを出さなければいけないということが決まっているわけですから、初めから毎週毎週会議を開かなくてもいいような形でやれたのではないかと思うのですが、その辺についてはいかがですか。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下 昇君） 傍聴されての感想ですから、こちらからその内容についてコメントするのはいかがかと思しますので、失礼かもしれませんが、私どもの考え方といたしましては、議員さんは予算、市議会、いろんな審議で参画していますから、市の全体の動きも十分把握しています。市民の方はそうはいかないわけですね。ですから、自分の得意な分野は仕事に絡めて詳しい人がいて、その分野をどんどん話してくる。それはそれで大変ありがたい話ですから、我々はゆっくり聞いてあげられる分野は聞いて、それに真摯に対応していくということで、時間がかかったり会議回数がふえたり、そういうことでやっております。

余りいろんな行政に詳しい人だけしかこういう会議に参画しないでくださいというハードルを高くして、本当に市民参加がどんどんこれから進んでいくんですかと、私は逆だと思います。いろいろお互い訓練があるんだというふうに思っていますので、できる範囲でももちろん公募の審査はありますから、だれでも入れるわけじゃありませんけれども、一般の市民のレベルで市民としての責任と自覚がある方は、参画していただいた方が私は

よろしいと思っています。

それから、会議が簡単に進むというのは、一方で言う、我々のほうで単なる原案を出して、少し意見をいただいて、はい、決まりましたというような形式的なものよりは、たくさん意見が出るということは、しっかり中身を見ていただいて意見を出していただいたということで、逆に大切なことじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（高久武男君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 今回の部長の最後のお言葉、形だけではなくていろいろな意見が出てきている委員会というのは、それなりにいいことだというようなことは、同じように感じます。それにしても、やはりこの総合計画の策定ができていないのに、それからすり合わせができていないのに、あるいは総合支所方式がこの先20年には見直しが行われるかもしれないのに、その5年後の事務事業の改革の案が出てきて、それについて意見を言いなさいというようなことがあって、その200もの質問に対して、各課の課長が、あるいは部長が出席になって答えていた、でもその答えを聞いてもまだ納得のできない委員さんがたくさんいて、また質問が出たというような繰り返しをしていたと私には思えるんです。

それをやるために市の職員では那須塩原市総合計画策定委員会があり、専門部会があったり、ワーキンググループがあって、皆さん、実際の自分の仕事のほかにそういうことの会議などをやって、次々と意見が出てきて、それを持って審議会なり懇談会に臨んで意見を求めていたわけです。

ですけれども、まず市の部会から出てきた事務事業の見直しの案については、非常に差があると私は感じました。

例えば、保育園を民営化するのではなくて民間

に貸すというようなことを5園やって、それをもうここここは何年にやるというようなくらい大きな問題、あるいは議会では、議員の数を削減とは言ってなかったかもしれないですけども、それが経費の削減になるということでいえば、議員の数を来年度、そのころにはそういうことを見直すんだとか、議事録の数を減らして、もう執行部には配らないんだというようなことが出ておりました。

そういうことが片一方にある反面、非常に小さな小さな一つの何かのイベントをこうしたいというような、そういうものもありました。

そのように、私から見ると、別に議員だからというのではなく、普通に見直し案を見ても、とても練りに練って出てきたというようには思えないようなことを性急にというか、3月中に出さなければならぬということで、何度も何度も会議を開いているという、そのやり方でいいのかということ、やはりもう一度伺いたします。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下昇君） 何か議論がかみ合いませんけれども、市民の方は、私も地元に住んでいますからいろんなところで聞きますけれども、改革をやはり早くという話がたくさん出てきています。

ですから、各部門でも日常業務、忙しい上にそのほかの改革を早くしようと、そして成果を出して、そのいいところを市民に還元していこうという努力をしているわけで、それがもっとゆっくりでいいというようなイメージで話されると、本当なのかと、ちょっと疑義があります。やはり改革はスピードも大切でありますから、できるところから早目にやっていくということで、各部でそれはいろんな小さいところも確かにありますし、大きな改革もあります。でも一つ一つが大切だと

思います。総論だけ言っている、一体何やるのという話にもなりますから、小さいものも出てくるということで、そうじゃなくちゃ市民にはわかりませんよね。ですから、そういうことを出したんであって、小さいことは出さなくていいということになると、総論だけで、建前だけでお話し合いをするというような改革プランになってしまうんじゃないかというふうに思いますので、もうちょっと前向きにとらえていただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（高久武男君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） わかりました。今まで6回開かれていた懇談会については、数値目標がきちっと出されていない改革案について議論が続出してたというふうに思います。

それに対して、この3月の末に出てくるプランはきちっと数値目標を出して示すということをおっしゃられておりましたので、多分経費の節減について、具体的な金額だの、人数の適正化ということに対しては、どのくらいという数字が出て示されてくるものと思います。もちろん議会にも出てくるものだと思いますので、どうかその辺、今まで聞いていたというか、今までやってた、何となく抽象的な形での改革案ではなくて、具体的なものが出てくるということを期待いたします。

次に、公募の市民と推薦された人という、この委員会に入っている人選のことなんですけれども、確かに規則にのっとってというのはわかります。

それでお尋ねしたいんですが、例えば、まず最初に、公募の委員さんについてなんですけど、先ほど今、57の委員会とか審議会、協議会などがあるということでありましたけれども、そのような審議会とか委員会どのくらいの公募を行っているの

かということが1つ。それから公募を行って、応募をしてきた人に関しては、どのような方法で、例えば面接をしているのかとか、あるいは応募をしてきた方を一堂に集めて意見を聞いているのか、あるいは何かどんな形なのかということをお尋ねしたいです。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下 昇君） お答えをいたします。

公募をしているのは6委員会等でございます、委員会というのは審議会と名前がありますので、等というふうに言わせていただきます。23名でございます。

選任の方法といいますか、それにつきましては、冒頭にご答弁しましたように、実施要領を決めてやっているわけですが、その実施要領では、基本的にはレポートを出していただく。要するに作文といいますか、論文を自分のテーマに合った、例えば懇話会と行財政改革についての自分の考えを800字なら800字で出してくださいという形で出させていただきます、内部の審査機関で審査をして選ばせていただきますという形です。当然、同じ人が何か所にもならないようにというのは規則で決まっていますから、それは優先順位がおのずとあります。

以上です。

○議長（高久武男君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 那須塩原市ではなくて、以前黒磯市ときには、公募の委員というのは前からはなかったと思うんですが、それが決まったときには、公募をかけても委員さんのほうが集まらなかったというような状況がありました。今大きな市になって、6つの委員会、あるいは審議会が公募の方が23人ということなんです、この23人につきましては、例えば100人応募があつて23人選んだみたいなことなのか、やはり応募すれば

通っていくような、応募してくださる方が少ないのか、その辺はいかがですか。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下 昇君） お答えをいたします。

正確な応募総数の資料は持っていませんのでわかりませんが、イメージ的に言うと、例えば3人をお願いしたいときには、倍の六、七人程度でございます。我々としては、たくさん出していただいて、選択に悩むほど来ていただきたいと思っておりますが、まだまだなじみが浅いのか、我々の広報努力といいますか、足らないのか、少ないように見受けられます。

今後ともこういう制度について周知をして、計画にしっかり反映をして、公募委員で行って、言った意見がいいところはちゃんと取り上げてもらったという成果が出ないと、また来てくれる人もいなくなりますから、自由にご意見を言っていただいて、そしてそれを必要なものをどんどん受けとめていくという、そういう作業をしていけば、これからどんどんふえてくるんじゃないかと期待しております。

以上です。

○議長（高久武男君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 今まで各種の審議会とか協議会など自分で出ていたり傍聴したりして思うことは、公募の委員さんは大変意見をたくさん述べてくださっていると思います。私は公募の制度というのが余りなじみがあるものではないので、今まではこういう会はどこかの団体の会長さんなりというような方が出ていたというような時代が長かったものですから、ぜひこの公募の制度、やはり同じ方は一度に2つは出られないという決まりもありますし、人口が11万5,000と多いとはいえ、なかなか昼間の時間、平日の昼間に仕事を休んでというような方は少ないと思われるので、

それでも人材はいると思うんですね。そのことに対しての専門的な考えを持っていたり、興味があるというような方、そういう方に対して、ぜひ公募をしていただけるような、それを周知するような広報活動は、ぜひやっていただきたいと思います。

もう一つ、委員会、この審議会とか協議会に団体から推薦される方についてなんです、これは非常に活発に意見を言っている方と、全く座っているだけの方というのが見受けられるように思うんです。

それで、実は先日の環境審議会のときに私も参加している会から1人出ているんですが、私たちの会ではできるだけいろいろな方が出るということで、会長が出るわけではなくて、そのときに手を挙げてもらったり、あるいはこの方がということで出てもらっているんですが、その環境審議会におきましては、ぜひ会長さんに出ていただきたいというような、そういう言葉があったということで、みんなびっくりいたしました。

それで、ぜひ会から出すということは、会長が出るということとイコールではないと思っておりますし、今まで余り最近はというか、なかったと思うんですね。会からどなたかという形だったと思うんですが、その辺については何か中で決まりがあるのか、あるいは会によって違うのかお尋ねをいたします。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下昇君） 個々の事例についての見解はちょっと申し上げられませんが、これは市長のほうからも私どもに、この那須塩原市民のいろんな各種団体にはたくさん優秀な方がいるから、すべてにわたって会長じゃなくていいんだと、いろんな方に出てもらったほうがいいという指示が出ています。

ですけれども、ものによっては、ぜひ会長さんに出てもらったほうがいいということもあると思うんですね。それは個々にあったかと思えますけれども、我々のやっている分野につきましても、女性の団体なんかはぐるっと回してとか、いろんな方に出てきていただいていますので、会長にこだわるつもりもないし、逆に言うと、たくさん優秀な方がいますから、いろんな方に多角的にご意見いただいたほうがよろしいわけですので、そのように今後とも運営していきたいと思っています。

○議長（高久武男君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） それでは、ついでというのではないんですが、いただいた資料、いろいろある中に、やはり今、男女共同参画社会を進めていくというふうなことで、この各種の審議会とか委員会において、たくさんの女性の委員さんも出ておりますが、そういう人たちを選んでいくのに、例えば、この間どなたかの質問で出たと思うんですが、クオータ制を持って、例えば4割は女性、あるいは4割は男性みたいなそのような形で審議会、協議会を人選しているところもあるんですが、那須塩原市におきましては、そのような考え方はいかがですか。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下昇君） それはもう既に答弁されていますので、私が違う見解のお答えはすることはできませんし、するつもりもありません。基本的に必要な人材に入ってくださいということで、結果として女性が多くなったり、逆に男性が多くなったりいろいろあると思えますし、年齢構成もそのときによって、必要なものによっては若い人にたくさん来てもらったほうがいいものもあるだろうし、逆にお年寄りの方が多いと、いろんな場合もありますから、一つの考えであるでしょうけれども、余り画一的に決めるのはいかが

かなというふうには思います。

以上です。

○議長（高久武男君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） それでは、最後になるんですけども、この審議会とか懇談会だけではなくて、その市のいただいた資料だと、57ある委員会等について、ほとんどがそこで審議された結果しか出てきていない。出てきた答申されたものというふうなものは出てくるんですが、今この57のうちで傍聴ができるもの、傍聴規則というのがあったと思うんですが、その傍聴ができるというふうなものは幾つぐらいあるんでしょうか。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下 昇君） お答えをいたします。

結論的に言いますと、全部を私ども掌握していませんので、わかりませんとしか言えません。企画部の審議会、総合計画審議会と行財政懇談会は企画部ですので掌握していますけれども、これは常に傍聴もしていますし、資料も同じものをお配りしてわかりやすい傍聴体制を整えているつもりでございます。

以上です。

○議長（高久武男君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） わかりました。確かに企画部でやっているものについては資料もいただけますし、大変傍聴しやすいようになっているのはわかります。でも、今とても驚いたんですけども、全体の市のまちづくりの中心となる企画部であり、政策室だと思うのですが、その大切なまちづくりをやっていくための審議会であり、協議会であり、あるいは委員会であるところについて、どのくらい傍聴ができるかということをご存じないというのは、何かとても不思議な気がしました。

ぜひその辺、縦割りで仕方がないといえば仕方がないのかもしれないですが、そんなに難しいこ

とではないと思うんですね。ここでは傍聴を許可しているとか、許可していないとか。ぜひその辺のところもわかっていただいて、まちづくりを進めていただきたいと思います。

次に、補助金についてです。

補助金につきましては、余り議会では議論されることがないものだと思うんですが、合併協議会のおきも、補助金については個人への補助金のこととはたくさん出ていましたが、団体への補助金とか、あるいはイベントについての補助金については余りすり合わせをしていなかった部分だと思います。

それで、3つの町と市では、例えば同じような団体に対する補助金についての考え方も違ったりと思いますし、金額の査定というんですか、決める基準みたいなものも多分違っていた、そういうものを最初は全部そのまま持ってきたような形だったと思うんですが、補助金も10億近くの市単補助金だけでそのくらい出ているということは見直しが必要だと、それは市のほうでも考えていることなんです。

私はその見直しの仕方についてなんですけど、何年前かに黒磯市では大きなランクをつけて補助金の見直しをして整理というか、きちっと適切なものにしたという経緯がありますが、今後18年、19年にかけてそれをやって、20年度からはきちっとした形で交付したいというお答えだったと思うんですが、具体的にどんな形で補助金を見直しているかと思っていらっしゃるのかについてお伺いいたします。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） 補助金に関しましては私のほうからお答えをしてみたいと思います。

補助金の見直しは、先ほど市長がご答弁を申し上げましたとおり、18、19年、この2か年をかけ

て見直したいというお話をしてございます。この結果を20年の当初予算に編成をしましょうということでございます。

先ほど議員さんのほうからお話がありましたとおり、旧黒磯にあっては、平成12年に市単独補助金の抜本的な改革の見直しを行ったところであります。

当時のお話を申し上げますと、市単独補助金116本を全部精査をいたしました。この精査に当たっては、第三者機関を設置をいたしました。学識経験者等々5名の方々に検討委員会といったものを組織させていただきまして、そこに116本の補助金をすべてご提案申し上げて、逐一ご判断をいただいたということでございます。

その結果につきましては、116本中16本の補助金が廃止されたという結果が残っております。なおかつ、13年度の当初予算にはその意見書として出していただいたわけですが、その結果を配付させていただいたということで、その後、市の内部で組織化をしまして、単独補助金、残った補助金についてももう一度精査をしましょうということで、別な検討会議をつくって対応を図ったところであります。こういった流れを、一度旧黒磯ではやっておりますので、18年、19年については、こういったものを十分に参考にさせていただきながら検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） ぜひそのような第三者を入れた機関をつくっていただいて、見直しはしていただきたいと思っております。

そのときに、多分、市の単独補助金というものは、団体の運営を補助していくんだというものと、それから事業を奨励していくんだというものと、

それからイベント、お祭りなどに対して執行委員会をつくって、その市と市民が協働作業をしていくために補助をするというような、ちょっと3つぐらいあると思うんです。

その中で、イベントの補助、例えば、巻狩祭りとか、今回で言うと開湯1200年のイベントに対する補助というのは、もともと市だけではやれるものではないし、何かどこかの団体に委託するのにはふさわしいものではないということで、実行委員会形式をとって、それこそ協働作業、市もかかわって協働作業をしていくための補助金だと理解しています。

そういうものと団体、団体というのは5人の団体も20人の団体も100人からの団体もあると思うんですが、団体の運営の補助金について、この表を見ておられますと大変差がありますし、また問題があるところなのかなというふうに思います。

事業の奨励補助金というのはちょっとわからなところもあるんですが、その中には、例えば単独でやっていて、実はほんの少しの人に個人的に何か行ってしまっているようなものもあるのか、そんな気がいたします。

それで、補助金を考えるときに、これを運営に対する補助と、イベントに対する補助みたいなものを分けて考えないといけないのではないかなと思うんですが、その辺はどういうふうに考えたらよろしいのでしょうか。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） 当然、補助金を交付するに当たりましては、その辺のところを十分に勘案をしながら交付決定をしていくというふうなものが必要になってまいりますし、18、19、その中で、私どものほうでも十分にその辺のところは見直しの中で検討してまいりたいというふうには考えております。

○議長（高久武男君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） その中で問題にしたいのは、団体に対する運営補助金については、多分その団体が自立して自分でやっていけるというふうなお金を持っていれば補助は必要はないというふうに考えていいんだと思いますが、中には市からの補助金をもらうことを初めから期待してというか、もうそれを当て込んでという言い方がいいのかどうかかわからないんですが、そういうことで予算を組んでいる、そういう団体もあるというふうに聞いております。その辺についてはどのようにお考えですか。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） 補助をするに当たりまして、やはり一番考えなければなりませんのは、その補助が既得権化されていないかどうか、そういったものはやはり十分に研究する必要があるというふうに思っております。

それから、出す側としましては、前例を踏襲するというふうな、安易に、昨年補助をしたので今年もしましょうかというふうな話にはなってこないだろうというふうに思っております。一つ一つの団体、あるいは個人というようなものがあるかと思いますが、その辺のところは十分に精査をさせていただくというふうな考え方は持つ必要があるであろうというふうに思っています。

○議長（高久武男君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 18年、19年でそういうことを考え直すというか、見直しをするときに、ぜひゼロから考え直すというようなことをさせていただいて、公共的な必要性和、それから公平ということの観点から、きちっと第三者に見てもらって組織を立ち上げて見直しを早くやっていただきたいと思います。

その中で、例えば補助金を毎年出しているに当

たっては、その監査というか、そのこの団体いろんな資料を出してもらって、次の年につなげているのはやっていると思いますが、補助金を例えば10万もらっていて、繰り越しが90万なり100万なりあるというような会が実際ありますので、そういうところに運営の補助金を出すということについて、20年を待たずとも、それは適正ではないのではないかとというようなことはしていないでしょうか。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） 12年の見直しのときに、検討委員会の各委員さんから厳しく指摘を受けましたのが、その点であったわけです。補助金はその団体の運営費全体の半分以上を占めているというようなことは、ちょっとまずいのではないかなというお話もございました。

今現在では、毎年度ごとに実績報告等々を出させていただいて、市のほうで徴収をさせていただくと。それから予算の要求に当たっては、そういった実績報告書、あるいは所管の担当の課長の要するに評価書、そういったものもきちっとやはり出していただくというような形で対応させていただいているところであります。

ですから、補助金100%で運営していますというふうな団体というのはなかなか難しいだろうなというふうに思っておりますし、これは20年を待たずに是正、そういった指導はできるというふうに考えております。

○議長（高久武男君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） わかりました。ぜひそのようにして行ってほしいと思います。

次に、イベントに対する補助金についてです。先ほど申しましたように、お祭りとか単独のその年だけの何か記念の事業について、実行委員会をつくる形で補助金を出して一緒にやっていくとい

うようなもの、巻狩祭りとか花火とかあると思うんですが、開湯1200年の塩原温泉のものもあります。そういうものについては、私は減らすというような、つまり、ただ単に経費を節減するというよりも、まとめてぼんと補助金を出すのではなくて、1つ1つこういうものをやるのにこれだけかかるみたいなことで、きちっとやっていくことが必要なんだと思うんですが、そういう形で補助金を出しているんですか。

例えば、開湯1200年の塩原温泉の補助金などは、7月の末にもうイベントが決まったみたいなんですけど、そういうものについては、企画書が出て補助金を出しているのか、あるいは先に補助金ありきで何千万ということで、これでやりなさいとっているのか、その辺についてお聞かせ願います。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） その点、私のほうからお答えします。

以上、実行委員会の18年度の事業計画によって、それに合わせて補助金の請求を受け付けて出しております。ですから、事業に沿った補助金ということです。

○議長（高久武男君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） わかりました。ぜひそのような形で実行委員会形式のイベント補助についてもやっていただきたいと思います。

それで、イベントについての補助金については、実行委員会形式で市の職員がかなり手伝いという形で、お金だけでなく出ていると思うんですが、私はやはりこれから協働のまちづくりということでやっていくのであれば、そういったイベント、お祭りとか花火とかイベントについては、できるだけやっていることそのもの、当日の手伝いみたいなものも市が余り関与するのではなくて、

市民に任せるというような形でやっていただくことのほうが、その補助金の使い道も市民の力をもってやっていったほうが、とてもいいものができるような気がいたしますし、今合併後で市役所の職員、大変仕事量が多分多くなっているんだと思うんですね。それはこの間の議会のときでしたか、残業がふえているというようなことを言っておりましたので、つまりそれは仕事が多いということのあらわれだと思いますので、ぜひ補助金を出している実行委員会形式のイベントに関しては、その中身についても民間に任せるというふうな方向で私は進めていってほしい、お金は出しても口は出さないような形でやっていくほうが、いいまちづくりができるのではないかなと思います。

補助金については、20年度に見直しをするときの組織に入る人たち、ぜひ専門の例えば会計士なり、財政に関して明るい人、行政の補助に対してきちっとわかる人を入れていただいて、本当にだれが見てもおかしいというようなことのないような形でやっていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（高久武男君） 以上で、21番、山本はるひ君の市政一般質問は終了いたしました。

以上で、質問通告者の質問は全部終了いたしました。

市政一般質問を終わりたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

本日の市政一般質問を終わります。

◇  
◎議案の各常任委員会付託につい



て

○議長（高久武男君） 次に、日程第2、議案の各常任委員会付託についてを議題といたします。

ただいま上程中の各議案については、審査のため各常任委員会に付託いたします。

議案第1号から議案第16号まで、及び議案第28号から議案第47号まで、並びに議案第50号、議案第51号の38件については、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託をいたします。

各常任委員会は、委員会日程に基づき、審査を行い、本会議最終日、委員長は登壇の上、審査結果の報告を願います。

---

◇

#### ◎陳情の取り下げについて

○議長（高久武男君） 次に、日程第3、陳情の取り下げについてを議題といたします。

平成17年9月21日付で提出されておりました陳情第11号 那須野ゼロポイントに関する陳情について、陳情者から取り下げの申請が提出されております。

お諮りいたします。

取り下げを許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、取り下げを許可することに決しました。

議員に配付いたしました請願・陳情文書表のうち、陳情第11号を削除するようお願いをいたします。

---

◇

#### ◎請願・陳情等の関係常任委員会付託について

○議長（高久武男君） 次に、日程第4、請願・陳情等の関係常任委員会付託についてを議題といたします。

新たに提出された陳情5件については、議員に配付いたしました請願・陳情等文書表のとおり関係常任委員会に付託したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、請願・陳情等文書表のとおり各常任委員会に付託をいたします。

関係常任委員会は、委員会日程に基づき審査を行い、本会議最終日、委員長は登壇の上、審査結果の報告を願います。

---

◇

#### ◎散会の宣告

○議長（高久武男君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時06分